

朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(3・完)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

これまで、ERINA REPORT誌上では、1999年～2000年にかけて改正された朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）の対外経済関係法に関して、投資制度の翻訳やその内容の分析、投資制度についての解説を行ってきた¹。

北朝鮮では、1990年代の後半から工業部門における構造調整、農業部門における生産や分配方法の変化、企業管理方法の変化などの経済管理方法の改善が試みられてきている。その後、2002年7月に全般的な物価と賃金の調整をその主な内容とする「経済管理改善措置」が行われた。

このような社会の変化に対応して、国家の重要な政策に関して、積極的に法律を制定・改正するようになったことがあげられる。1999年～2003年の間に、対外経済関係法以外に13の法律が新たに制定されたことが明らかになっている²。また、対外経済関係法では、11の法律と行政法規に改正が行われている³。

これらの法規の改正には、対外経済関係だけではなく、経済全般に適用される法規の改正・制定が多い、国際社会に進出していくために必要な国際基準に近づく努力をしているものが多い、1990年代後半の改正で法規集に掲載されなくなった細則の一部が復活している、などの特徴がある。

今回は、このような特徴のうち、に焦点を合わせ、環境保護法、民事訴訟法と対外経済関係法の根幹ともいえる羅先経済貿易地帯法、合併法についてその改正点と内容についての解説を行う。

1. 環境保護法

環境保護法は1986年4月9日に制定され、1999年3月4日に改正された。今回の改正は、2000年7月24日であるが、改正されたのは第27条の重量単位の「トン」が「t」に変更されたのと、第49条の「環境保護秩序に反して対象建設を進行し、又は工場を運用し又は輸送機材を運転させた場合には」が「環境保護秩序に反して対象建設を進行し、又は工場を運用し又は輸送機材で運転をした場合には」へと

輸送機材（自動車）の運転をさせた主体ではなく、運転を行った主体を対象とする、禁止の主体の変更が行われたのみである。

このような些細な変更が行われるのは、北朝鮮においても法律の条文をこれまでよりもより厳格に解釈するようになったためであると考えられる。現状でも、法律間での用語法の違いなどが無くなっているわけではないが、このような些細な違いであっても正式な手続にかけて変更するようになったことは、評価できることである。

2. 民事訴訟法

民事訴訟法は1976年に制定されたものが1994年に大幅に改訂された後、2002年10月24日に改正されている。全13章182条の北朝鮮の民事訴訟制度とその手続を規定する法律である。

第1章「民事訴訟法の基本」では、「国家は裁判所の責任性に訴訟当事者の積極性を正しく結合する原則から、民事訴訟活動を行うようにする」（第2条）と規定されている。これは当事者主義を採用する日本の民事訴訟とは異なる考え方である。このため、北朝鮮の民事訴訟では、糾問審的な考え方や検事の民事訴訟への参加など、民事訴訟にも、国家による秩序維持の考え方が入っている。また、「民事訴訟活動を人民大衆に依拠して行う」（第4条）と規定しており、これは日本の裁判員制度に類似した「人民参審員」の民事訴訟への参加によって担保されていると考えることができる⁴。

第2章「一般規定」では、民事訴訟制度についての概括的な規定が行われている。ここを読めば、北朝鮮の民事訴訟制度のあらましを知ることができる。日本と異なるのは前述したように民事訴訟を検事が提起することができること（第8条）刑事裁判に於いて認定された事実が民事訴訟でもそのまま認定されること（第12条）などがあげられる。

第3章「訴訟当事者」では、民事訴訟の当事者になることのできる要件やその活動の原則を定めている。北朝鮮で

¹ 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（7・完）」『ERINA REPORT』vol. 48～54を参照されたい。

² 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の改正」『ERINA REPORT』vol. 58（2004.7）59頁の表1を参照されたい。

³ 前掲、59頁の表2を参照されたい。

⁴ このため、人民参審員の資本主義的経営や国際的な商慣行などに対する知識が欠けているであろうと考えられる現状では、外国企業や外国人が国内の企業や政府機関を対象に提起する訴訟について、外国側が満足できる判決が果たして行われるのか疑問である。

は「独立的な経費予算若しくは独立採算制で運営する機関、企業所、団体又は公民」(第23条)が訴訟当事者として予定されている。外国人や外国投資企業も第6条で適用が規定されているので、訴訟当事者となることができると解することができる。北朝鮮では機関、企業補、団体の提起した請求の放棄又はその範囲の変更し、和解を禁止している(第25条)。これは今回の改正で追加された規定である。

第4章「証拠」では、民事訴訟における証拠の内容、収集方法などについて規定されている。証拠になるものは「訴訟当事者の発言、証人の証言、証拠文書、証拠物、鑑定結果、検証結果等」(第36条)である。また、証拠収集においては裁判所の独自の収集が認められている(第38条)。

第5章「裁判管轄」では、民事裁判で扱う内容(第53条)裁判所の管轄の範囲すなわち上下関係、地理的關係など(第54~59条)事件の移送の問題(第60~62条)が規定されている。

第6章「訴訟の提起」では、民事訴訟の提起の方法について定めている。訴訟を提起する場合には「裁判所に訴状を提出」しなければならない(第64条)。また、訴状に記載する事項や国家手数料(日本の印紙代に相当)、応訴つまり反訴についての規定及び手続(第69条)などが規定されている。

第7章「裁判準備」では、日本の民事訴訟手続という争点及び証拠の整理手続に相当する手続を定めている。ただし、前述したとおり、北朝鮮の民事訴訟手続では、裁判所が独自に証拠を収集することを認めているため、当事者間での争点確認だけではなく、独自に収集した証拠による問題解決(第75条)も規定されている。また、ここでは証拠の保全、事件の棄却などについても規定されている。

第8章「裁判審理」では、一審の裁判に関する手続が規定されている。裁判審理は「判事である裁判長及び人民参審員2名で構成された裁判所」(第92条)が行うと規定している。裁判官一人で行える審理としては「身体機能障害者、所在不明者、労働強化刑を受けている者を対象として提起された離婚請求事件及び判決、判定、対外経済仲裁裁決の執行又は公証と関連して提起された事件」(同条)と規定されている。ほとんどすべての民事訴訟は人民参審員が参加する。また、前述したように民事訴訟の審理にも検事が参加することになっている。ただし、検事が参加しない場合でも審理は行うことができる(第94条)。その他、証人、鑑定、判事と人民参審員との合意についての規定もこの章で規定されている。

第9章「判決、判定」では、裁判所の職権での決定に当たる「判定」と判決について規定している。判決の採択は「裁

判所構成員が多数決の方法で行う」(第128条)と規定されているので、人民参審員が2人とも反対すれば、判事の意見は判決には採用されない事態が起こる。その他、判決書に記載すべき事項や訴訟費用の負担問題についてもこの章で規定している。

第10章「第二審裁判」では、第二審裁判の手続きが規定されている。北朝鮮は二審制を採用しているので、第二審が終審となる。第二審では、事実の審理は行わない(第149条)。また、第二審裁判所は第一審裁判所の判決、判定を取り消さない場合にも、第一審裁判所の不足点を指摘する判定を別途に行うことができる(第154条)という規定もある。

第11条「非常上訴」では、「確定した判決、判定が法の要求に違反した場合」にそれを修正するために行われる手続(第156条)が規定されている。この非常上訴は、日本の民事訴訟手続では、再審を行うことができる要件として規定されているもののうち、北朝鮮の再審手続に定められているものを除いたものに近い。ただし、非常上訴の審理は、「中央裁判所所長または中央検察所所長が中央裁判所に提起する」(第158条)と規定されており、かなり例外的な扱いとなっている。

第12章「再審」では、判決、判定の基礎とした証拠が虚偽であったことが確認された場合や判決、判定に影響を与えることのできる事実が裁判を終了した後に知らされた場合、訴訟当事者または裁判所構成員が事件解決に影響を与えることのできる違法行為を行ったことが確認された場合、すでに取り消された判決若しくは判定又は国家機関の決定若しくは指示に基づいて判決、判定を下したことが確認された場合(第167条)に再審を行うことができると規定している。再審は裁判所及び検察所(第169条)、訴訟当事者又は利害関係を有する第三者(第170条)が提起の申請をおこなうことができる。再審の審理も中央裁判所判事3名で構成した裁判所で審理を行い、中央検察所の検事が参加する(第172条)。

第13章「判決、判定の執行」では、判決、判定の執行に関する手続を規定している。判決、判定の執行は「裁判所執行員」(第175条)によって行われる。また、機関、企業所、団体の財産に対する執行は、当該銀行を通じて行うことになっている(第178条)。

今回の改正での主要な改正点は、第25条における機関、企業所、団体の請求法規、和解の禁止、第43条の証人の発言方法への「発言」の追加、第45条の証人が呼出に応じない倍の拘引条項の追加、第54条の裁判管轄条項の整理と外国法人、外国人が当事者となる場合の第1審裁判所の規定

変更（人民裁判所 道（直轄市）裁判所）第72条の異議申し立て提起期限の延長、第75条の判事の訴状写本提出期限の短縮と、答弁書の提出期限の短縮、第77条の裁判準備手続に影響のある訴訟当事者（引き延ばしなどが考えられる）への拘引判定権限の判事への付与、第86条の妊娠中や1歳未満の子供を育てている女性を対象とした離婚訴訟や前回の離婚と関連した裁判所の判決、判定から1年未満の離婚事件の提起の禁止（何度もトラブルを起こしている場合などが考えられる）の追加、第87条の事件棄却判定に対する上訴期限の明示化、第92条の判事が一人で裁判審理を行える場合の明示化、第100条の裁判審理過程における裁判所構成員、検事、裁判初期、鑑定人、通訳及び解釈人の忌避に対する意見聴取にともなう解決措置の義務づけ、第118条の離婚訴訟を審理する場合に同時に解決する問題としての、扶養の問題と財産分与の問題の分離、第135条の離婚事件に関する規定の強化⁵、第136条の判定での解決に「対外経済仲裁機関の裁決執行申請」の追加などがあげられる。

これらの改正点の特徴としては、手続法としての民事訴訟法の規定の明確化が若干進化したことと、離婚訴訟において社会の秩序に反するような行為に基づく離婚の請求に対しての規制の強化が行われていることがあげられる。法は社会の変化を反映するものであるから、前者は手続法としての整備、後者は婚姻に関する社会風俗の変化が原因となると思われる。

3．羅先経済貿易地帯法

羅先経済貿易地帯法は、1993年1月31日に制定され、1999年2月26日に修正補充され、2002年11月7日に修正されている。今回の改正箇所は、第18条の後段が「共和国の機関、企業所、団体も、内閣の承認の下に、羅先経済貿易地帯に単独又は合弁、合作の形式で投資し、経済貿易活動を行うことができる。」から「共和国の機関、企業所、団体は、内閣の承認の下に、羅先経済貿易地帯に単独又は合弁、合作の形式で投資し、経済貿易活動を行うことができる。」（下線は筆者）と変更された、すなわち「も」が「は」に変更されたところと、第37条の後段のインフラ建設部門の外国投資企業に対する企業所得税減免に関する規定における総投資額に関する規定が「6,000ウォン」から「45億ウォ

ン」に変更された2箇所のみである。

前者の修正は、法律的効力としては大きな違いを持たないとも考えることもできる。強いて違いを挙げれば、外国投資企業と国内の機関、企業所、団体を羅先経済貿易地帯への投資主体として対等に考えるようになったための変化であると言えるであろう。また、後者の修正は、2002年7月1日の「经济管理改善措置」による為替レートの変動を反映したもので、この時期の対外経済関係法の改正には必ず入っているものである。このような改正は、環境保護法もそうであるが、経済改革により実際の問題解決に法がより関与を深める可能性が高まってきていることを反映し、法律の文言を以前よりも重要視していることにつながっていると考えることができるだろう。その点で、今回の改正は、法律面から見た経済改革にともなう社会の変化への対応、ないしはその準備と考えることができる。

4．合弁法

合弁法は、1984年9月8日に制定され、1994年1月20日、1999年2月26日に改正されたあと、2001年5月17日にも最高人民会議常任委員会政令第315号で修正補充したとして法規集に収録されている。しかし、法規集の条文を検討したところ、2001年発行の法規集と条文に変化がない。なぜこのようになっているのかは現在不明である。

おわりに

以上、対外経済関係だけでなく、すべての経済分野に適用される環境保護法、民事訴訟法の内容と変更点について見てきた。北朝鮮でも、法律の条文の整合性や手続法の整備など、法を実質的な紛争解決手段と見る考え方が以前よりも定着してきていることを示唆する法律の改正が行われていることがわかった。また、婚姻に関する規定の変化を見ると、女性の権利を擁護するとともに、反社会的な原因（婚外性交渉などが考えられうる）での離婚請求をできなくするなど、社会の変化が原因と考えられる改正も行われている。事実や現実に即して法律や行政法規がこまめに改正を繰り返し替えるようになればなるほど、社会の鏡として法を利用することの意義が深くなってくると考えてよいだろう。

⁵ 社会的雰囲気乱すような行為と特定して制裁を加えることになっており、その状況がひどい場合には、告発に相当するであろう、刑事責任を追及する事に対する判定の規定もしている。

資料（筆者による翻訳）

1. 環境保護法

朝鮮民主主義人民共和国環境保護法

チュチェ75（1986）年4月9日 最高人民会議法令第5号として採択
 チュチェ99（1999）年3月4日 最高人民会議常任委員会政令第488号として修正補充
 チュチェ89（2000）年7月24日 最高人民会議常任委員会政令第676号として修正

第一章 環境保護法の基本原則

第1条 環境を保護することは、人民大衆に自主的で創造的な生活環境を保障するための崇高な事業である。

国家は、人民に文化衛生的な環境及び労働条件を整えるために、国の環境を保護管理する事業に、常に深い関心を払う。

第2条 環境を保護する事業は、社会主義、共産主義建設において恒久的に掌握しなければならない重要な事業である。

国家は、環境保護管理において納めた成果を強固発展させ、工業をはじめとする当該経済部門が現代的に発展するに従い、環境をよりよく保護管理するための対策を立て、これに対する投資を系統的に増加させる。

第3条 国家は、人民の志向及び要求に即して国の環境を築くために、環境保護管理事業を計画的に、展望性があるように行う。

国家は、環境保護の原則に基づいて、都市及び村を形成し、工場、企業所をはじめとする産業施設を合理的に配置する。

第4条 生産及び建設に先立って環境保護対策を徹底的に立てることは、環境保護事業において提起される重要な要求である。

国家は、工場、企業所、協同団体が公害防止対策を先ず立てて生産を行うように指導統制し、環境を保護するための物質技術的手段を絶えず現代化する。

第5条 環境を保護管理することは、全人民の神聖な義務である。

国家は、人民の中で社会主義愛国主義教育を強化し、人民が祖国の山河及び郷土を愛し、国の環境をよりよく保護管理する事業に自覚的に参加するようにする。

第6条 国家は、環境を公害から保護するための科学研究事業を発展させ、環境保護科学機関をしっかりと構築し、それに対する指導を強化する。

第7条 核兵器、化学兵器の開発及び試験、使用を禁止し、環境被害を防ぐことは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。

国家は、朝鮮半島とその周辺において核兵器、化学兵器の開発、試験及び使用により、環境が破壊されることに反対して積極的にたたかう。

第8条 国家は、環境保護分野において、外国及び国際機構との交流及び協力を発展させる。

第9条 本法は、大気、水、土壌及び海の汚染及び騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の環境破壊現象を防ぎ、よりよい環境を作るための環境保護原則及び秩序を規制する。

環境保護事業と関連して本法で規制しない秩序は、当該法規に従う。

第二章 自然環境の保存及び造成

第10条 自然環境をよく保存し造成することは、人民により生活環境を提供し、より美しく文化的な環境を後代に伝えるための要求である。

機関、企業所、団体及び公民は、自然環境を保存し、それを人民の健康増進及び文化情緒生活に資するように保護管理しなければならない。

第11条 環境保護のために、自然環境保護区、植物保護区、水産資源保護区等の自然環境保護区及び特別保護区を置く。

自然環境保護区及び特別保護区を定める事業は、内閣が行う。

第12条 国土環境保護機関及び当該機関は、自然環境保護区及び特別保護区で動植物の変化、地形及び水質の変化、気候変動等の自然環境の変化状態を体系的に調査、登録し、必要な保護管理対策を立てなければならない。

自然環境保護区及び特別保護区内では、自然環境を原状のままに保存し、徹底して保護管理するうえで支障を与える行為を行うことができない。

第13条 機関、企業所、団体及び公民は、都市及び村、道路及び鉄道周辺、湖水周辺及び川辺の風致林を伐採し、又は名勝地及び浜辺の松林、海水浴場、奇岩絶壁、山岳地域の優雅で奇妙な造形、風致のよい島をはじめとする自然風致を損傷、破壊してはならない。

第14条 機関、企業所、団体及び公民は、名勝地、観光地及び休養地に炭鉱、鉱山を開発したり、又は環境保護に支障を与える建物、施設物を建てる等の行為を行ってはならず、洞窟、滝、古城跡をはじめとする天然記念物と名勝旧跡

を原状のままに保存しなければならない。

第15条 機関、企業所、団体は、地下資源を開発したり、又は地下建設を行うとき、地盤が沈下し、環境が破壊されないように、事前に該当する対策を立てなければならない。

地盤が沈下し、被害を受けるおそれのある所では、地下水を汲み上げて利用することができない。

第16条 機関、企業所、団体及び公民は、野生動物及び水中生物の生息環境を破壊し又は珍しい植物をむやみに掘り取って生物界の均衡を変化させる等の行為を行ってはならない。

国家的に保護増殖することになった動植物は、国土環境保護機関の許可なく捕らえ又は採集することができない。

第17条 都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は公園及び遊園地をはじめとする文化休息所を至る所に設置し、道路、鉄道、建物周辺及び区画内の空き地、共同利用場所に木や芝を植えなければならない。

都市及びその周辺には、環境保護に支障を与える木又は草を植えることができない。

第18条 国家は国土を美しく築き環境を保護する事業を全群衆的に行うため、国土管理総動員月間、植樹月間、都市美化月間等の国土環境保護月間を定める。国土環境保護月間を定める事業は、内閣が行う。

第三章 環境汚染防止

第19条 環境汚染を未然に防ぐことは、公害現象をなくすための先決条件である。

機関、企業所、団体は、環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準、騒音、振動基準等を厳格に守らなければならない。

環境保護基準を定める事業は、内閣が行う。

第20条 当該機関、工場、企業所は、建物及び施設物にガス、埃吸収装置及び空気濾過装置を備え、ガス、埃、悪臭等が流出しないようにし、炉、タンク、配管等の施設を計画的に補修整備しなければならない。

技術検査を受けていないボイラーは、運営することができない。

第21条 排出基準を超過して有害ガスを出す運輸機材及び包装していない物資を積載し、埃を発生させる可能性があり、又は整備不良の運輸機材は運行することができず、規定された基準を超過して騒音及び振動を発生する機械設備は稼働することができない。

人民保安機関は、運輸機材に対する技術検査及び運行取り締まりを厳格に行い、排出基準を超過し、有害ガスを出す運輸機材を運行しないようにしなければならない。

第22条 国土環境保護機関及び当該機関、工場、企業所は、排出されるガス、埃等が特殊な気象条件の影響で大気をひどく汚染するおそれのある場合、当該設備の稼働及び運輸機材の運行を調節又は中止しなければならない。

気象水文機関は、特殊な気象現象が派生するおそれのある場合、それについて、国土環境保護機関及び当該機関に通報しなければならない。

第23条 都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は、汚物処理施設を備え、木の葉及び汚物を適時に処理し、都市住民区域及び収容道路周辺においてそれを燃やさないようにしなければならない。

汚物処理場に集められた汚物は、適時に撤去しなければならない。

第24条 当該機関、企業所、団体は、浄化施設を備え、汚水をきれいに浄化して排出し、浄化しない汚水が海、河川、湖水等の場所に流入しないようにしなければならない。

第25条 都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は、上水道施設を正常に補修整備し、飲み水の濾過消毒を厳格に行い、住民に水質基準を正確に保障した飲み水を供給しなければならない。

取水口、貯水池及び排水口周辺には、工場、企業所及び建物、施設物を建設することができず、また除草剤、殺虫剤をはじめとする有害な化学物質を撒くことができない。

第26条 共和国の領海、経済水域及び港湾、浦口、閘門、河川、湖水、貯水池

で航行又は停泊している船は、油、汚水及び汚物等を投棄又は処分してはならない。

資源開発機関及び当該機関、企業所、団体は、海洋資源を開発するとき又は海岸工事を行うとき、海洋環境を汚染してはならない。

第27条 船舶運営機関、企業所、団体は、船舶に、そのトン数に応じた汚染防止設備を正確に備えなくてはならない。

海事監督機関は、船舶検査を行う場合、汚染防止装置が備えられているかを厳格に検査しなければならない。

第28条 港、浦口、閘門及び埠頭を管理運営する機関、企業所、団体は、汚水及び汚物処理施設を備え、船舶から出る汚水及び汚物を適時に処理しなければならない。

海、河川に流出した油及び汚物は浄化し、又は撤去しなければならない。

第29条 当該機関、企業所、団体は、汚水の処理場又は汚物、工業廃棄物の処理場を海、河川、湖水、貯水池及び水源地を汚染しない場所に定めなければならない。

剥土場、鉱滓置場、貯放場、すす及び鉱滓の処理場は、周辺環境が汚染されないようにつくり、その利用が終了した後は、土地をかぶせ、木を植え、又は農耕地として利用しなければならない。

第30条 大気、水、土壌を汚染したり、又は人体に悪い影響を与えるおそれのある国家的に禁止された農薬は、生産又は輸入することができない。

農薬に対する毒性検査は、衛生防疫機関が行う。

第31条 農業指導機関及び当該機関、企業所、団体は、農薬の保管、利用を定めたとおりに行い、農薬が大気中に流出し、又は海、河川、湖水、貯水池等の場所に流れないようにし、また土の中に蓄積されないようにしなければならない。

農薬を飛行機で撒こうとするときには、当該国土環境保護機関の承認を受けなければならない。

第32条 放射性物質を生産し、又は取り扱う機関、企業所は、放射性気体、埃、排水、廃棄物の濾過、浄化施設を備え、放射能濃度を排出基準以下に下げなければならない。

開放状態の放射性物質を取り扱う機関、企業所は、周囲の環境に対する放射性汚染レベルを定期的に調査測定し、該当する対策を立てなければならない。

第33条 当該機関、企業所、団体は、放射性物質を生産、供給、運搬、保管、使用、廃棄しようとする場合、放射線監督機関又は人民保安機関の許可を受けなくてはならない。

放射線監督機関は、環境を汚染するおそれのある要素を定期的に調査し、該当する対策を立てなければならない。

第34条 環境保護及び人民の健康に悪い影響を与えるおそれのある汚染された食品、医薬品、生活用品、動物飼料等は、わが国に輸入することができない。

機関、企業所、団体及び公民は、食品、医薬品、生活用品、動物飼料等輸入する場合、当該機関の検査を受けなければならない。

第35条 有害な物質を排出し、又は騒音及び振動を発生させ、環境を著しく破壊するおそれのある廃棄物、設備及び技術は、わが国に輸入し、又は生産に導入することができない。

第36条 機関、企業所、団体は、生産過程に発生する有害な物質の排出量及び濃度、騒音及び振動の強度を定期的に測定し、系統的に低くしなければならない。

国土環境保護機関の許可がなく、又は許容基準を超過する有害な物質は排出することができない。

第37条 国土環境保護機関、地方政権機関及び当該機関は、公害を発生する工場、企業を都市の外に出し、貨物輸送道路及び鉄道を住民区域外に移設し、又は地下に入れ、汚染被害を受ける住宅を生活環境のよい場所に移転しなければならない。

都市の中心には、公害を発生させるおそれのある、又は物資の輸送量の多い工場、企業所を建設することができず、公害防止施設を備えていない建物、施設物は使用することができない。

第四章 環境保護に対する指導統制

第38条 環境保護に対する指導統制を強化することは、国家の環境保護政策を正確に執行するための重要な要求である。

国家は、現実発展の要求に即して、環境保護管理事業に対する指導及び統制を強化するようにする。

第39条 環境保護事業に対する指導は、内閣の統一的な指導の下に、中央国土環境保護指導機関が行う。

中央国土環境保護指導機関、環境保護事業に対する指導体系を正しく確立し、指導方法を限りなく改善しなければならない。

第40条 機関、企業所、団体は、環境保護のための監督及び測定事業と関連し、国土環境保護機関及び当該機関が要求する資料及び必要な事業条件を保障しなければならない。

国家計画機関、労働行政機関、資材供給機関及び財政銀行機関は、環境を保護するうえで必要な労働力、設備、資材、資金を適時に保障しなければならない。

第41条 中央国土環境保護指導機関は、全国的な環境監視体系を確立し、国の環境状態を定期的に調査掌握し、環境保護のための年次別計画を立て、その実行を正確に指導しなければならない。

第42条 機関、企業所、団体は技術的課題及び設計の作成を環境保護の要求に合わせて行い、国土環境保護機関の環境影響評価及び当該機関の合意を得なければならない。

環境影響評価及び当該機関の合意を受けない技術的課題及び設計は審査批准することができない。

第43条 竣工検査機関は、公害防止施設を備えていない建設対象に対して、竣工検査合格承認を行ってはならない。

第44条 中央国土環境保護指導機関、環境保護科学研究機関及び当該機関は、さまざまな要因に起因する環境の破壊を防ぎ、国土環境を改善するための科学研究事業を限りなく強化し、その成果を環境保護事業に積極的に受け入れなければならない。

第45条 教育機関及び出版報道機関は、さまざまな形式及び方法で環境を保護するための科学知識の普及及び大衆教育事業を行い、環境保護分野で納めた成果を広く紹介宣伝しなければならない。

第46条 環境保護事業に対する監督統制は、国土環境保護機関及び当該監督統制機関が行う。

国土環境保護機関及び当該監督統制機関は、国家の環境保護政策執行状況を厳格に監督統制しなければならない。

第47条 環境を破壊し、人民の健康並びに国家及び社会協同団体、公民の財産に該当する害を及ぼした場合には、その損害を補償させる。

第48条 外国の船又は公民が、わが国の領域で環境を破壊する行為を行った場合には、当該船、公民を抑留し、又は損害を賠償させ、また罰金を科する。

第49条 環境保護秩序に反して対象建設を行い、又は工場を運営し、工場を運営し、又は運輸機材で運転を行う場合には、それを中止させ、又は当該建物、施設物を撤収させ、違法行為に利用された物資及び金銭を没収し、また破壊された環境を原状回復させる。

第50条 本法に違反して、環境保護事業に重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的公民にはその情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる。

2. 民事訴訟法（新旧対照表）

朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法

チュチュエ65（1976）年1月10日 最高人民会議常設会議決定第18号で採択
 チュチュエ83（1994）年5月25日 最高人民会議常設会議決定第47号で修正補充
 チュチュエ91（2002）年10月24日 最高人民会議常任委員会政令第3369号で修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 民事訴訟法の基本		第一章 民事訴訟法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法は、民事訴訟活動を通じて、機関、企業所、団体及び公民の民事上の権利及び利益を保護することに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法は、民事訴訟活動を通じて、機関、企業所、団体及び公民の民事上の権利及び利益を保護することに寄与する。
2	国家は、裁判所の責任性に訴訟当事者の積極性を正しく結合する原則から、民事訴訟活動を行うようにする。	2	国家は、裁判所の責任性に訴訟当事者の積極性を正しく結合する原則から、民事訴訟活動を行うようにする。
3	国家は、民事訴訟当事者に訴訟上の権利及び訴訟行為に必要な条件を平等に保障する。	3	国家は、民事訴訟当事者に訴訟上の権利及び訴訟行為に必要な条件を平等に保障する。
4	国家は、民事訴訟活動を人民大衆に依拠して行うようにする。	4	国家は、民事訴訟活動を人民大衆に依拠して行うようにする。
5	国家は、民事訴訟活動において科学性、客観性及び慎重性を保障する。	5	国家は、民事訴訟活動において科学性、客観性及び慎重性を保障する。
6	朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法は、わが国の機関、企業所、団体及び公民の間に提起される民事上の権利及び利益と関連した紛争解決に適用する。 本法は、共和国領域内にある外国投資企業及び外国人にも適用する。	6	朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法は、わが国の機関、企業所、団体及び公民の間に提起される民事上の権利及び利益と関連した紛争解決に適用する。 本法は、共和国領域内にある外国投資企業及び外国人にも適用する。
	第二章 一般規定		第二章 一般規定
7	民事事件と関連して提起される問題は、裁判所の判決又は判定によって解決する。	7	民事事件と関連して提起される問題は、裁判所の判決又は判定によって解決する。
8	民事事件に対する調査審理は、訴訟当事者、利害関係者又は検事の訴訟提起にもとづいて行う。	8	民事事件に対する調査審理は、訴訟当事者、利害関係者又は検事の訴訟提起にもとづいて行う。
9	民事事件の調査審理は、朝鮮語で行う。 朝鮮語を理解しない人には通訳を、話すことのできない人には解釈人を付ける。 外国人は、事件と関連した文書を自国語で書いて提出することができる。	9	民事事件の調査審理は、朝鮮語で行う。 朝鮮語を理解しない人には通訳を、話すことのできない人には解釈人を付ける。 外国人は、事件と関連した文書を自国語で書いて提出することができる。
10	民事事件の裁判審理は、公開する。 国家又は公民の秘密を守らなければならない必要がある、又は社会的に悪影響を与えるおそれのある事件については、裁判審理の全部又は一部を公開しないことができる。 裁判審理を公開しない場合にも、判決の宣告は公開する。	10	民事事件の裁判審理は、公開する。 国家又は公民の秘密を守らなければならない必要がある、又は社会的に悪影響を与えるおそれのある事件については、裁判審理の全部又は一部を公開しないことができる。 裁判審理を公開しない場合にも、判決の宣告は公開する。
11	訴訟当事者は、判決が確定された後、同じ対象について同じ根拠をもって再度訴訟を提起することはできない。	11	訴訟当事者は、判決が確定された後、同じ対象について同じ根拠をもって再度訴訟を提起することはできない。
12	裁判所は、民事裁判において審理検討しなければならない事実がすでに刑事裁判において確定された場合には、その通りに認定しなければならない。	12	裁判所は、民事裁判において審理検討しなければならない事実がすでに刑事裁判において確定された場合には、その通りに認定しなければならない。
13	判事、人民参審員、検事、裁判書記、鑑定人、通訳又は解釈人は、自身及び親戚が当該民事事件の処理結果について利害関係を有している場合には、当該事件を取り扱い、処理することに参加することができない。 判事、人民参審員、検事、裁判書記、証人、鑑定人、通訳及び解釈人は、当該事件の調査審理において互いの任務を兼ねることができない。	13	判事、人民参審員、検事、裁判書記、鑑定人、通訳又は解釈人は、自身及び親戚が当該民事事件の処理結果について利害関係を有している場合には、当該事件を取り扱い、処理することに参加することができない。 判事、人民参審員、検事、裁判書記、証人、鑑定人、通訳及び解釈人は、当該事件の調査審理において互いの任務を兼ねることができない。
14	第一審裁判に参加した判事又は人民参審員は、当該事件を再度審理する第一審又は第二審裁判所の構成員となることができない。	14	第一審裁判に参加した判事又は人民参審員は、当該事件を再度審理する第一審又は第二審裁判所の構成員となることができない。
15	互いに親戚となる判事及び人民参審員は、同一の裁判所の構成員となることができない。	15	互いに親戚となる判事及び人民参審員は、同一の裁判所の構成員となることができない。
16	訴訟当事者は、本法第13～15条の事由がある場合、裁判所に判事、人民参審員、検事、裁判書記、鑑定人、通訳又は解釈人を取り替えることについて申請することができる。 申請は、裁判において事実審理を開始する前に行わなければならない。 事実審理を開始した後、それらを取り替えるべき事由が生じた場合又は当該事由を知ることになった場合にも、申請することができる。	16	訴訟当事者は、本法第13～15条の事由がある場合、裁判所に判事、人民参審員、検事、裁判書記、鑑定人、通訳又は解釈人を取り替えることについて申請することができる。 申請は、裁判において事実審理を開始する前に行わなければならない。 事実審理を開始した後、それらを取り替えるべき事由が生じた場合又は当該事由を知ることになった場合にも、申請することができる。
17	裁判所は、本法第13～15条の事由がある場合には、次の通りに処理する。 1. 判事又は人民参審員を取り替えることに対する申請を受理した場合には、当該判事又は人民参審員を除いたその他の裁判所構成員が判定で解決する。この場合、裁判所構成員のなかで一人でも取り替えなければならないと主張するときは、取り替える。 2. 検事、裁判書記、鑑定人、通訳又は解釈人を取り替えることを求める申請を受理した場合には、判定により解決する。	17	裁判所は、本法第13～15条の事由がある場合には、次の通りに処理する。 1. 判事又は人民参審員を取り替えることに対する申請を受理した場合には、当該判事又は人民参審員を除いたその他の裁判所構成員が判定で解決する。この場合、裁判所構成員のなかで一人でも取り替えなければならないと主張するときは、取り替える。 2. 検事、裁判書記、鑑定人、通訳又は解釈人を取り替えることを求める申請を受理した場合には、判定により解決する。
18	裁判所は、民事事件を受理した日から、第一審事件は2カ月、第二審又は非常上訴審、再審若しくは判事会議事件は1カ月以内に処理しなければならない。	18	裁判所は、民事事件を受理した日から、第一審事件は2カ月、第二審又は非常上訴審、再審若しくは判事会議事件は1カ月以内に処理しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
19	訴訟期間は、年、月又は日で定め、それを計算すべき事由が発生した翌日から計算する。 訴訟期間を日で定めた場合には当該日の24時までとし、月で定めた場合には当該月に訴訟期間を計算すべき事由が発生した日と同じ日、そのような日がないときには、当該月の最終日を経過すれば終了したものとみなす。 訴訟期間が終了する日が国家的祝日又は日曜日である場合には、その後の最初の労働日が経過すれば終了する。	19	訴訟期間は、年、月又は日で定め、それを計算すべき事由が発生した翌日から計算する。 訴訟期間を日で定めた場合には当該日の24時までとし、月で定めた場合には当該月に訴訟期間を計算すべき事由が発生した日と同じ日、そのような日がないときには、当該月の最終日を経過すれば終了したものとみなす。 訴訟期間が終了する日が国家的祝日又は日曜日である場合には、その後の最初の労働日が経過すれば終了する。
20	訴状、上诉状をはじめとする訴訟文書を法が定めた期間が終了する前に送付した場合には、当該期間内に提出したものと認定する。 定められた期間が経過した場合にも、正当な理由があるときには、裁判所が当該期間を延長することができる。	20	訴状、上诉状をはじめとする訴訟文書を法が定めた期間が終了する前に送付した場合には、当該期間内に提出したものと認定する。 定められた期間が経過した場合にも、正当な理由があるときには、裁判所が当該期間を延長することができる。
21	訴訟費用には、国家手数料及び文書送達に必要な郵便料金等が属する。	21	訴訟費用には、国家手数料及び文書送達に必要な郵便料金等が属する。
22	裁判準備又は裁判審理においては、調書、判決書及び判定書を作成する。	22	裁判準備又は裁判審理においては、調書、判決書及び判定書を作成する。
	第三章 訴訟当事者		第三章 訴訟当事者
23	訴訟当事者には独立的な経費予算若しくは独立採算制で運営する機関、企業所、団体又は公民がなることができる。 訴訟当事者となる機関、企業所、団体及び公民は、訴訟上の権利を正当に行使し、義務を誠実に履行しなければならない。	23	訴訟当事者には独立的な経費予算若しくは独立採算制で運営する機関、企業所、団体又は公民がなることができる。 訴訟当事者となる機関、企業所、団体及び公民は、訴訟上の権利を正当に行使し、義務を誠実に履行しなければならない。
24	訴訟当事者は、裁判審理に参加して自己の主張を説明することができ、必要な申請を行い、又は事件解決と関連した意見を述べることができる。 訴訟当事者は、事件解決に必要な証拠を提出し、それを調査することを要求することができるが、証拠調査に参加することができる。	24	訴訟当事者は、裁判審理に参加して自己の主張を説明することができ、必要な申請を行い、又は事件解決と関連した意見を述べることができる。 訴訟当事者は、事件解決に必要な証拠を提出し、それを調査することを要求することができるが、証拠調査に参加することができる。
25	原告は、提起した請求を放棄し、又はその範囲を変更することができ、訴訟当事者は互いに和解することができる。	25	原告は、提起した請求を放棄し、又はその範囲を変更することができ、訴訟当事者は互いに和解することができる。 原告が機関、企業所、団体である場合には前項を適用しない。
26	訴訟当事者は、訴訟が提起された後、居住地（所在地）を移した場合には、裁判所に通知しなければならない。	26	訴訟当事者は、訴訟が提起された後、居住地（所在地）を移した場合には、裁判所に通知しなければならない。
27	裁判所は、原告となることのできない者が提起した訴訟又は被告となることのできない者を相手として提起した訴訟について、事件を棄却せず、資格のある訴訟当事者と取り替えることができる。訴訟当事者が同意しない場合にも、資格のある当事者を原告または被告として引き入れることができる。	27	裁判所は、原告となることのできない者が提起した訴訟又は被告となることのできない者を相手として提起した訴訟について、事件を棄却せず、資格のある訴訟当事者と取り替えることができる。訴訟当事者が同意しない場合にも、資格のある当事者を原告または被告として引き入れることができる。
28	訴訟は、一人の当事者又は数人の当事者が一人の当事者又は数人の当事者を相手として提起することができる。 共同原告又は被告は、独自に訴訟行為を行い、訴訟行為を他の共同原告又は被告に委任することができる。	28	訴訟は、一人の当事者又は数人の当事者が一人の当事者又は数人の当事者を相手として提起することができる。 共同原告又は被告は、独自に訴訟行為を行い、訴訟行為を他の共同原告又は被告に委任することができる。
29	提起された事件の請求対象について独立的な請求権を有する第三者は、当該訴訟当事者を相手として、本法第六章に規定された手続に従い訴訟を提起し、裁判に参加することができる。 第三者は、原告が有する訴訟上の権利を有する。	29	提起された事件の請求対象について独立的な請求権を有する第三者は、当該訴訟当事者を相手として、本法第六章に規定された手続に従い訴訟を提起し、裁判に参加することができる。 第三者は、原告が有する訴訟上の権利を有する。
30	提起された事件の請求対象について独立的な請求権を有しないが、裁判結果について利害関係を有する第三者は、自身の要求、訴訟当事者の申請又は裁判所の判断に従い、すでに提起された事件の審理に参加することができる。この場合、請求を放棄、承認若しくは変更し、若しくは訴訟当事者と和解することができず、又は判決の執行を要求し、若しくは応訴を提起することができない。	30	提起された事件の請求対象について独立的な請求権を有しないが、裁判結果について利害関係を有する第三者は、自身の要求、訴訟当事者の申請又は裁判所の判断に従い、すでに提起された事件の審理に参加することができる。この場合、請求を放棄、承認若しくは変更し、若しくは訴訟当事者と和解することができず、又は判決の執行を要求し、若しくは応訴を提起することができない。
31	訴訟が提起された後、民事上の権利及び義務が契約若しくは権限のある機関の決定若しくは指示によって第三者に移された場合又は訴訟当事者が死亡した場合、訴訟上の権利及び義務は、新しい訴訟当事者に移る。 この場合、すでに行われた訴訟行為はそのまま効力を有する。	31	訴訟が提起された後、民事上の権利及び義務が契約若しくは権限のある機関の決定若しくは指示によって第三者に移された場合又は訴訟当事者が死亡した場合、訴訟上の権利及び義務は、新しい訴訟当事者に移る。 この場合、すでに行われた訴訟行為はそのまま効力を有する。
32	機関、企業所、団体は、代表者又は代理人を通じて訴訟行為を行う。 公民は、訴訟行為を直接に行い、又は代理人を通じて行う。 未成年者及び行為能力のない者は、父母又は後見人を通じて訴訟行為を行う。	32	機関、企業所、団体は、代表者又は代理人を通じて訴訟行為を行う。 公民は、訴訟行為を直接に行い、又は代理人を通じて行う。 行為能力のない者は、父母又は後見人を通じて訴訟行為を行う。
33	代理人を通じて訴訟行為を行おうとする当事者は、代理人に委任状を与えなければならない。 訴訟行為を引き受けた代理人は、委任状を裁判所に提出しなければならない。訴訟当事者が法廷において訴訟行為を代理人に委任する場合、当該事実を記録した裁判審理調書は委任状に代わる。	33	代理人を通じて訴訟行為を行おうとする当事者は、代理人に委任状を与えなければならない。 訴訟行為を引き受けた代理人は、委任状を裁判所に提出しなければならない。訴訟当事者が法廷において訴訟行為を代理人に委任する場合、当該事実を記録した裁判審理調書は委任状に代わる。
34	訴訟当事者は、代理人に請求を放棄若しくは承認し、又は訴訟当事者と和解し、金銭若しくは物件を与え、若しくは受け取ることに係る訴訟行為を委任する場合には、当該内容を委任状に明らかにしなければならない。	34	訴訟当事者は、代理人に請求を放棄若しくは承認し、又は訴訟当事者と和解し、金銭若しくは物件を与え、若しくは受け取ることに係る訴訟行為を委任する場合には、当該内容を委任状に明らかにしなければならない。
35	訴訟代理人には、弁護士、訴訟当事者の委任を受けた者又は法定代理人がなることができる。 選挙権を剥奪された者又は行為能力のない者は、訴訟代理人となることできない。	35	訴訟代理人には、弁護士、訴訟当事者の委任を受けた者又は法定代理人がなることができる。 選挙権を剥奪された者又は行為能力のない者は、訴訟代理人となることできない。

旧条	旧条文	新条	新条文
	第四章 証拠		第四章 証拠
36	証拠には、訴訟当事者の発言、証人の証言、証拠文書、証拠物、鑑定結果、検証結果等があることができる。 裁判所は、民事事件の取扱処理を科学的な証拠にもとづいて行わなければならない。	36	証拠には、訴訟当事者の発言、証人の証言、証拠文書、証拠物、鑑定結果、検証結果等があることができる。 裁判所は、民事事件の取扱処理を科学的な証拠にもとづいて行わなければならない。
37	訴訟当事者は主張する事実について証明し、それに必要な証拠を裁判所に提出しなければならない。 裁判所は、証拠が十分でないと認定される場合、訴訟当事者に他の証拠をさらに提出させることができる。	37	訴訟当事者は主張する事実について証明し、それに必要な証拠を裁判所に提出しなければならない。 裁判所は、証拠が十分でないと認定される場合、訴訟当事者に他の証拠をさらに提出させることができる。
38	裁判所は、事件内容を正確に明らかにするために必要な証拠を収集することができる。	38	裁判所は、事件内容を正確に明らかにするために必要な証拠を収集することができる。
39	訴訟当事者は、事件解決に必要な証拠を裁判審理を開始する前までに提出しなければならない。但し、事件解決に本質的意義を有する証拠は、裁判審理を開始した後も提出することができる。	39	訴訟当事者は、事件解決に必要な証拠を裁判審理を開始する前までに提出しなければならない。但し、事件解決に本質的意義を有する証拠は、裁判審理を開始した後も提出することができる。
40	訴訟当事者が提出した証拠または裁判所において収集した証拠は、事実審理において客観的に検討し確認されてはじめて、判断及び解決の基礎とすることができる。	40	訴訟当事者が提出した証拠または裁判所において収集した証拠は、事実審理において客観的に検討し確認されてはじめて、判断及び解決の基礎とすることができる。
41	裁判所は、管轄地域外において証拠を収集する必要がある場合、それを当該裁判所に依頼することができる。 当該裁判所は、依頼書に指摘された期間内に、証拠を収集して送付しなければならない。	41	裁判所は、管轄地域外において証拠を収集する必要がある場合、それを当該裁判所に依頼することができる。 当該裁判所は、依頼書に指摘された期間内に、証拠を収集して送付しなければならない。
42	証人には、当該事件と関連して意義のある事実を知っている者があることができる。 精神病若しくはその他の身体上の欠陥により当該事実を正しく理解することができない者又は意思を正確に表現することができない者は、証人となることができない。	42	証人には、当該事件と関連して意義のある事実を知っている者があることができる。 精神病若しくはその他の身体上の欠陥により当該事実を正しく理解することができない者又は意思を正確に表現することができない者は、証人となることができない。
43	証人は、知っている事実を直接書いて提出することができる。陳述内容が誤って記録された場合、それについての訂正を要求することができる。	43	証人は、知っている事実を直接書いて提出し、又は発言することができる。陳述内容が誤って記録された場合、それについての訂正を要求することができる。
44	証人は、当該事件と関連して知っている事実をそのまま述べなければならない。	44	証人は、当該事件と関連して知っている事実をそのまま述べなければならない。
45	裁判所の呼出しを受けた証人は、召喚状に指摘された場所に定刻に出頭しなければならない。	45	裁判所の呼出しを受けた証人は、召喚状に指摘された場所に定刻に出頭しなければならない。 証人が裁判所の呼出しに応じない場合、拘引することができる。
46	機関、企業所、団体及び公民は、裁判所から求められた証拠文書又は証拠物を適宜に提出しなければならない。 証拠文書原本を提出することができない場合には、写本を提出することができる。この場合には、公証を受けなければならない。	46	機関、企業所、団体及び公民は、裁判所から求められた証拠文書又は証拠物を適宜に提出しなければならない。 証拠文書原本を提出することができない場合には、写本を提出することができる。この場合には、公証を受けなければならない。
47	裁判所は、事件内容を明らかにするうえで専門知識を必要とする場合には、判定で鑑定を委託することができる。 鑑定を委託する判定書には、鑑定する対象、内容及び期間を明らかにし、鑑定機関又は鑑定人及びその義務を指摘する。	47	裁判所は、事件内容を明らかにするうえで専門知識を必要とする場合には、判定で鑑定を委託することができる。 鑑定を委託する判定書には、鑑定する対象、内容及び期間を明らかにし、鑑定機関又は鑑定人及びその義務を指摘する。
48	鑑定は、専門鑑定機関に委託する。 専門鑑定機関がない場合には、当該部門の国家的資格を有する者又は専門知識を有する者に鑑定を委託することができる。	48	鑑定は、専門鑑定機関に委託する。 専門鑑定機関がない場合には、当該部門の国家的資格を有する者又は専門知識を有する者に鑑定を委託することができる。
49	鑑定人は、鑑定に役立つ資料を裁判所に要求することができる。他の専門知識が要求される場合、当該専門家を付けることを要求することができる。 判事の承認の下に鑑定人は訴訟当事者及び承認に鑑定に必要な内容を質問することができ、現場検証に参加することができる。	49	鑑定人は、鑑定に役立つ資料を裁判所に要求することができる。他の専門知識が要求される場合、当該専門家を付けることを要求することができる。 判事の承認の下に鑑定人は訴訟当事者及び承認に鑑定に必要な内容を質問することができ、現場検証に参加することができる。
50	鑑定人は、引き受けた鑑定を正確に行い、鑑定書を裁判所に提出し、裁判所の要求に従い、裁判審理に参加しなければならない。	50	鑑定人は、引き受けた鑑定を正確に行い、鑑定書を裁判所に提出し、裁判所の要求に従い、裁判審理に参加しなければならない。
51	裁判所は、鑑定が十分でなく、又は誤っていると認定される場合、判定で再度鑑定をさせ、又は他の鑑定人に鑑定を委託することができる。	51	裁判所は、鑑定が十分でなく、又は誤っていると認定される場合、判定で再度鑑定をさせ、又は他の鑑定人に鑑定を委託することができる。
52	訴訟当事者は、必要に従い、裁判審理を開始する前に、証人の証言、証拠文書、証拠物等を証拠として保存することを裁判所に申請することができる。この場合、裁判所は、申請が正当であると認定すれば、証拠を収集して調書を作成する。	52	訴訟当事者は、必要に従い、裁判審理を開始する前に、証人の証言、証拠文書、証拠物等を証拠として保存することを裁判所に申請することができる。この場合、裁判所は、申請が正当であると認定すれば、証拠を収集して調書を作成する。
	第五章 裁判管轄		第五章 裁判管轄
53	民事裁判手続で解決しなければならない事件は、次の各号に掲げる通りである。 1. 仲裁又は行政的手続で解決する場合を除いた財産紛争事件 2. 離婚事件 3. 子女養育費及び扶養料請求と関連した事件 4. 民事上の権利及び法的意義を有する事実に対する確認事件 5. その他、民事裁判手続で解決するように規定した事件	53	民事裁判手続で解決しなければならない事件は、次の各号に掲げる通りである。 1. 仲裁又は行政的手続で解決する場合を除いた財産紛争事件 2. 離婚事件 3. 子女養育費及び扶養料請求と関連した事件 4. 民事上の権利及び法的意義を有する事実に対する確認事件 5. その他、民事裁判手続で解決するように規定した事件

旧条	旧条文	新条	新条文
54	民事事件の裁判は、人民裁判所において行う。但し、道(直轄市)裁判所は、道(直轄市)内の人民裁判所の管轄に属するいかなる事件でも直接裁判し、又は他の人民裁判所に送付することができる。 中央裁判所は、いかなる事件でも直接裁判し、又は他の道(直轄市)裁判所及び人民裁判所に送付することができる。	54	人民裁判所は、道(直轄市)裁判所、特別裁判所、中央裁判所の管轄に属さない民事事件を裁判する。 道(直轄市)裁判所は、道級機関、企業所および外国法人、外国人が当事者となる民事事件を裁判し、道(直轄市)内の人民裁判所管轄に属するいかなる事件でも直接裁判し、又は他の人民裁判所に送付することができる。 中央裁判所は、いかなる事件でも直接裁判し、又は他の道(直轄市)裁判所及び人民裁判所に送付することができる。
55	民事事件の裁判は、被告の居住地(所在地)を管轄する裁判所で行う。居住地(所在地)が互いに異なる数名の被告を相手として行う裁判は、その一人の被告の居住地(所在地)を管轄する裁判所で行う。	55	民事事件の裁判は、被告の居住地(所在地)を管轄する裁判所で行う。居住地(所在地)が互いに異なる数名の被告を相手として行う裁判は、その一人の被告の居住地(所在地)を管轄する裁判所で行う。
56	次の各号の一に該当する事件の裁判は、原告の居住地を管轄する裁判所で行う。 1. 機関、企業所、団体が個別的の公民を相手とする財産請求事件 2. 子女養育費及び扶養料請求事件 3. 健康に害を与えたこと又は生命に危険を与えたことに関連した損害補償請求事件 4. 1歳にならない子ども又は数名の子どものある母親が提起する事件 5. 教化人を相手として提起する事件 6. 所在不明者を相手として提起する事件	56	次の各号の一に該当する事件の裁判は、原告の居住地を管轄する裁判所で行う。 1. 機関、企業所、団体が個別的の公民を相手とする財産請求事件 2. 子女養育費及び扶養料請求事件 3. 健康に害を与えたこと又は生命に危険を与えたことに関連した損害補償請求事件 4. 1歳にならない子ども又は数名の子どものある母親が提起する事件 5. 教化人を相手として提起する事件 6. 所在不明者を相手として提起する事件
57	法人及びその傘下の機関、企業所、団体の法律行為により発生した事件の裁判は、法律行為地又は契約履行地を管轄する裁判所で行う。	57	機関、企業所、団体の法律行為により発生した事件の裁判は、法律行為地又は契約履行地を管轄する裁判所が行う。
58	不動産を請求する事件の裁判は、その財産がある所を管轄する裁判所で行う。	58	不動産を請求する事件の裁判は、その財産がある所を管轄する裁判所が行う。
59	輸送機関を相手とする荷物輸送と関連した事件の裁判は、荷物が届くべき所若しくは荷物が届いた所又は荷物を送った所を管轄する裁判所で行う。	59	輸送機関を相手とする荷物輸送と関連した事件の裁判は、荷物が届くべき所若しくは荷物が届いた所又は荷物を送った所を管轄する裁判所が行う。
60	訴訟当事者が応訴を提起した事件又は第三者が訴訟当事者を相手として提起した事件の裁判は、すでに審理を開始した裁判所で行う。	60	訴訟当事者が応訴を提起した事件又は第三者が訴訟当事者を相手として提起した事件の裁判は、すでに審理を開始した裁判所で行う。
61	裁判所は、本法第55～59条に違反して提起した事件を受理した場合には、当該事件を該当裁判所に移送しなければならない。 裁判審理を開始した事件又は他の裁判所から移送された事件は、他の裁判所に移送することができない。	61	裁判所は、本法第55～59条に違反して提起した事件を受理した場合には、当該事件を該当裁判所に移送しなければならない。 裁判審理を開始した事件又は他の裁判所から移送された事件は、他の裁判所に移送することができない。
62	人民裁判所は、その管轄に属する事件を他の裁判所に移送して解決することが合理的であると認定される場合、道(直轄市)裁判所の承認を得て、該当裁判所に移送することができる。 事件を他の道(直轄市)内の裁判所に移送しようとする場合には、中央裁判所の承認を得る。	62	人民裁判所は、その管轄に属する事件を他の裁判所に移送して解決することが合理的であると認定される場合、道(直轄市)裁判所の承認を得て、該当裁判所に移送することができる。 事件を他の道(直轄市)内の裁判所に移送しようとする場合には、中央裁判所の承認を得る。
第六章 訴訟の提起		第六章 訴訟の提起	
63	機関、企業所、団体及び公民は、民事上の権利及び利益の保護を受けるために、裁判所に訴訟を提起することができる。 検事は、国家、社会及び公民の利益を保護するために、裁判所に訴訟を提起することができる。	63	機関、企業所、団体及び公民は、民事上の権利及び利益の保護を受けるために、裁判所に訴訟を提起することができる。 検事は、国家、社会及び公民の利益を保護するために、裁判所に訴訟を提起することができる。
64	訴訟を提起しようとする当事者は、裁判所に訴状を提出しなければならない。	64	訴訟を提起しようとする当事者は、裁判所に訴状を提出しなければならない。
65	訴訟は、当事者が提出した訴状を裁判所が受理した日に提起されたものと認定する。但し、訴状を郵便又は機密文書で送付した場合には、それを発送した日に訴訟が提起されたものと認定する。 訴状以外の訴訟文書を郵便又は機密文書で送付した場合にも、訴状を送ったときと同様に認定する。	65	訴訟は、当事者が提出した訴状を裁判所が受理した日に提起されたものと認定する。但し、訴状を郵便又は機密文書で送付した場合には、それを発送した日に訴訟が提起されたものと認定する。 訴状以外の訴訟文書を郵便又は機密文書で送付した場合にも、訴状を送ったときと同様に認定する。
66	訴状には、裁判所の名称、訴訟当事者の氏名、年齢、性別、職場職位、住所、請求内容及びその根拠となる事実並びに該当する証拠を記載する。	66	訴状には、裁判所の名称、訴訟当事者の氏名、年齢、性別、職場職位、住所、請求内容及びその根拠となる事実並びに該当する証拠を記載する。
67	訴状には、次の各号に掲げるものを添付する。 1. 被告の数に該当する訴状の写本 2. 所在不明者を相手とする事件では公証機関の認証文書 3. 財産分与を請求する場合にはその財産目録 4. 代理人が訴訟を提起する場合には委任状 5. 文書の送達に必要な切手 6. 国家手数料納付証	67	訴状には、次の各号に掲げるものを添付する。 1. 被告の数に該当する訴状の写本 2. 所在不明者を相手とする事件では公証機関の認証文書 3. 財産分与を請求する場合にはその財産目録 4. 代理人が訴訟を提起する場合には委任状 5. 文書の送達に必要な切手 6. 国家手数料納付証
68	次の各号に掲げる事件は、国家手数料を支払わずに訴訟を提起することができる。 1. 子女養育費及び扶養料請求事件 2. 健康に害を与えたこと又は生命に危険を与えたことに関連した損害補償請求事件 3. 犯罪行為により被った損害補償請求事件 4. 検事が提起する事件	68	次の各号に掲げる事件は、国家手数料を支払わずに訴訟を提起することができる。 1. 子女養育費及び扶養料請求事件 2. 健康に害を与えたこと又は生命に危険を与えたことに関連した損害補償請求事件 3. 犯罪行為により被った損害補償請求事件 4. 検事が提起する事件
69	被告は、提起された訴訟の原告を相手として応訴を提起することができる。 応訴は、裁判審理を開始する前までに、本法第64条、第66～67条の手續に従い提起する。但し、事件により裁判審理を開始した後にも、応訴を提起することができる。	69	被告は、提起された訴訟の原告を相手として応訴を提起することができる。 応訴は、裁判審理を開始する前までに、本法第64条、第66～67条の手續に従い提起する。但し、事件により裁判審理を開始した後にも、応訴を提起することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
70	裁判所は、原告が提出した訴状を検討し、本法第66～67条に規定された要求を満たさなかった場合には、原告に必要な期間を定めて、不備な点を訂正させる。 定められた期間内に不備な点を訂正した場合には、裁判所が訴状を初めて受理した日に訴訟が提起されたものとみなす。但し、訴状の不備な点を定められた期間内に訂正しなかった場合には、訴状を返送する。	70	裁判所は、原告が提出した訴状を検討し、本法第66～67条に規定された要求を満たさなかった場合には、原告に必要な期間を定めて、不備な点を訂正させる。 定められた期間内に不備な点を訂正した場合には、裁判所が訴状を初めて受理した日に訴訟が提起されたものとみなす。但し、訴状の不備な点を定められた期間内に訂正しなかった場合には、訴状を返送する。
71	裁判所は、提起された訴訟の内容に本法第86条の事由がある場合には、訴訟を拒否する。	71	裁判所は、提起された訴訟の内容に本法第86条の事由がある場合には、訴訟を拒否する。
72	訴訟当事者は、裁判所が訴状を受理しなかったこと又は訴訟を拒否したことについて意見がある場合には、5日以内に一級上の裁判所に意見を提起することができる。 意見を提起された裁判所は、それを受け取った日から10日以内に解決しなければならない。	72	訴訟当事者は、裁判所が訴状を受理しなかったこと又は訴訟を拒否したことについて意見がある場合には、10日以内に一級上の裁判所に意見を提起することができる。 意見を提起された裁判所は、それを受け取った日から10日以内に解決しなければならない。
73	裁判所は、その判断又は訴訟当事者の申請によって、事件をその性質に応じて、併合又は分離して裁判することができる。	73	裁判所は、その判断又は訴訟当事者の申請によって、事件をその性質に応じて、併合又は分離して裁判することができる。
	第七章 裁判準備		第七章 裁判準備
74	民事事件を迅速正確に処理するために、裁判準備を行う。 裁判準備は、事件を担当した判事が行う。	74	民事事件を迅速正確に処理するために、裁判準備を行う。 裁判準備は、事件を担当した判事が行う。
75	判事は、原告が提出した訴状の写本を5日以内に被告に送付し、訴状写本を受け取った日から5日以内に答弁書を提出させる。 答弁書は、受け取った日から5日以内に、その写本を原告に送付する。	75	判事は、原告が提出した訴状の写本を2日以内に被告に送付し、訴状写本を受け取った日から3日以内に答弁書を提出させる。 答弁書は、受け取った日から5日以内に、その写本を原告に送付する。
76	判事は、裁判準備段階において事件解決に必要な証拠を収集し、事件の取扱処理と関連した手続上の問題を解決する。	76	判事は、裁判準備段階において事件解決に必要な証拠を収集し、事件の取扱処理と関連した手続上の問題を解決する。
77	判事は、裁判準備のために、訴訟当事者に会うことができる。	77	判事は、裁判準備のために、訴訟当事者に会うことができる。 訴訟当事者が裁判を回避し、又は事件解決に支障を与える場合、その訴訟当事者を拘引する判定を行うことができる。
78	判事は、裁判準備段階において必要な鑑定を委託し、現地調査を行うことができる。但し、証人と相対して事実、事情を確認する行為をすることができない。	78	判事は、裁判準備段階において必要な鑑定を委託し、現地調査を行うことができる。但し、証人と相対して事実、事情を確認する行為をすることができない。
79	判事は、裁判準備段階において現場検証を行うことができる。 現場検証には、訴訟当事者及び訴訟関係者を参加させることができ、2名の立会人を立てる。	79	判事は、裁判準備段階において現場検証を行うことができる。 現場検証には、訴訟当事者及び訴訟関係者を参加させることができ、2名の立会人を立てる。
80	判事は、証拠物を収集した場合または現場検証を行った場合、調書を作成しなければならない。 調書には、検証した順に当時の状態、特徴及び検証結果を記載しなければならない。調書には、略図、写真、録画テープ等を添付することができる。	80	判事は、証拠物を収集した場合または現場検証を行った場合、調書を作成しなければならない。 調書には、検証した順に当時の状態、特徴及び検証結果を記載しなければならない。調書には、略図、写真、録画テープ等を添付することができる。
81	判事は、事件を受理したときから判決を下すときまでのいずれの段階においても、訴訟当事者の申請又は自己の判断に従い、判定により、被告の財産を担保処分することができる。 担保処分は、当該財産がなくては判決の執行を保障することができないと認定される場合に行う。 財産を担保処分することに対する判定の執行は、当該裁判所の執行員が行う。	81	判事は、事件を受理したときから判決を下すときまでのいずれの段階においても、訴訟当事者の申請又は自己の判断に従い、判定により、被告の財産を担保処分することができる。 担保処分は、当該財産がなくては判決の執行を保障することができないと認定される場合に行う。 財産を担保処分することに対する判定の執行は、当該裁判所の執行員が行う。
82	財産担保処分が必要なくなった場合又は誤りであったということが確認された場合には、それを判定で解除又は取消する。	82	財産担保処分が必要なくなった場合又は誤りであったということが確認された場合には、それを判定で解除又は取消する。
83	判事は、裁判準備過程に次の各号の一に該当する事由が提起されるならば、判定で裁判準備を中止する。 1. 訴訟当事者が死亡した場合 2. 訴訟当事者である機関、企業所、団体が解散された場合 3. 裁判、仲裁又は行政的手続に従い取り扱われている事件が処理される前には、当該事件を解決することができない場合 4. 訴訟行為を継続することができない特別な事情がある場合	83	判事は、裁判準備過程に次の各号の一に該当する事由が提起されるならば、判定で裁判準備を中止する。 1. 訴訟当事者が死亡した場合 2. 訴訟当事者である機関、企業所、団体が解散された場合 3. 裁判、仲裁又は行政的手続に従い取り扱われている事件が処理される前には、当該事件を解決することができない場合 4. 訴訟行為を継続することができない特別な事情がある場合
84	裁判所は、本法第83条第1～2号の場合には裁判準備を中止したときから、第3～4号の場合には裁判準備を中止した事由がなくなったときから3カ月以内に、訴訟当事者の申請又は裁判所の判断に従い、裁判準備を継続することに対する判定を行い、その準備を継続する。	84	裁判所は、本法第83条第1～2号の場合には裁判準備を中止したときから、第3～4号の場合には裁判準備を中止した事由がなくなったときから3カ月以内に、訴訟当事者の申請又は裁判所の判断に従い、裁判準備を継続することに対する判定を行い、その準備を継続する。
85	判事は、原告の請求放棄又は訴訟当事者間の和解が成立し、訴訟を取り消す申請が提起された場合、法に違反しなければ、それを判定で承認する。	85	判事は、原告の請求放棄又は訴訟当事者間の和解が成立し、訴訟を取り消す申請が提起された場合、法に違反しなければ、それを判定で承認する。

旧条	旧条文	新条	新条文
86	判事は、次の各号に掲げる場合に、事件を棄却する判定を行う。 1．仲裁又は行政的手続で処理する事件である場合 2．確定された判決、判定がある事件である場合 3．訴訟当事者となることのできない者が原告又は被告となったが、それを資格を有する者に替えることができない事件である場合 4．訴訟当事者が死亡したが、その権利及び義務を他の者に譲り渡すことができない事件である場合 5．朝鮮人民軍及び朝鮮人民警備隊の兵士又は士官を被告として提起された事件である場合	86	判事は、次の各号に掲げる場合に、事件を棄却する判定を行う。 1．仲裁又は行政的手続で処理する事件である場合 2．確定された判決、判定がある事件である場合 3．訴訟当事者となることのできない者が原告又は被告となったが、それを資格を有する者に替えることができない事件である場合 4．訴訟当事者が死亡したが、その権利及び義務を他の者に譲り渡すことができない事件である場合 5．朝鮮人民軍及び朝鮮人民警備隊の兵士又は士官を被告として提起された事件である場合 6．被告が妊娠中であり、又は1歳未満の子供を育てている女性を対象に行う離婚事件の場合 7．離婚と関連した裁判所の判決、判定が確定してから1年に満たない離婚事件である場合
87	裁判準備段階において下した事件棄却判定に対して意見がある訴訟当事者は、一級上の裁判所に上訴することができる。	87	裁判準備段階において下した事件棄却判定に対して意見がある訴訟当事者は、判定書謄本を受け取った日から10日以内に一級上の裁判所に上訴することができる。
88	判事は、裁判準備が十分になされたと認定すれば、事件を裁判審理に移す判定を行う。 判定書には、裁判審理の日時及び場所、裁判審理に呼び出す証人及び鑑定人、裁判審理の公開又は非公開の状況等を明らかにする。	88	判事は、裁判準備が十分になされたと認定すれば、事件を裁判審理に移す判定を行う。 判定書には、裁判審理の日時及び場所、裁判審理に呼び出す証人及び鑑定人、裁判審理の公開又は非公開の状況等を明らかにする。
89	判事は、裁判審理を開始する7日前に、検事、訴訟当事者及びその他の訴訟関係者に、裁判審理の日時及び場所を通知しなければならない。	89	判事は、裁判審理を開始する7日前に、検事、訴訟当事者及びその他の訴訟関係者に、裁判審理の日時及び場所を通知しなければならない。
90	裁判所は、裁判審理の日時を通知することをはじめとし、訴訟行為と関連した通知を書面で行い、通知書及び訴訟文書を直接本人に与え、又は郵便で送付する。	90	裁判所は、裁判審理の日時を通知することをはじめとし、訴訟行為と関連した通知を書面で行い、通知書及び訴訟文書を直接本人に与え、又は郵便で送付する。
91	判事は、裁判準備において行った行為について調書を作成しなければならない。 必要な場合、裁判準備に裁判書記を参加させ、調書を作成させることができる。	91	判事は、裁判準備において行った行為について調書を作成しなければならない。 必要な場合、裁判準備に裁判書記を参加させ、調書を作成させることができる。
	第八章 裁判審理		第八章 裁判審理
92	裁判審理は、判事である裁判長及び人民参審員二名で構成された裁判所が行う。 判決若しくは判定の執行及び公証と関連して提起された事件又は法が別途に定めた場合には、判事一人で裁判審理を行うことができる。 裁判審理には、裁判書記が参加する。	92	裁判審理は、判事である裁判長及び人民参審員二名で構成された裁判所が行う。 身体機能障害者、所在不明者、労働教化刑を受けている者を対象として提起された離婚請求事件および判決、判定、対外経済仲裁裁判の執行又は公証と関連して提起された事件の審理は判事一人で裁判審理を行うことができる。 裁判審理には、裁判書記が参加する。
93	同一事件の裁判審理は、同じ裁判所構成員で行う。 裁判審理を行う途中で、裁判所構成員を交替させる場合には、裁判審理を初めから再び行う。	93	同一事件の裁判審理は、同じ裁判所構成員で行う。 裁判審理を行う途中で、裁判所構成員を交替させる場合には、裁判審理を初めから再び行う。
94	裁判審理には、検事が参加する。但し、検事が参加できなかった場合にも、裁判審理を行うことができる。	94	裁判審理には、検事が参加する。但し、検事が参加できなかった場合にも、裁判審理を行うことができる。
95	裁判長は、事件の真相が正確に明らかにされるように、裁判審理及び訴訟関係者の活動を指揮し、彼らが秩序を守るように統制する。	95	裁判長は、事件の真相が正確に明らかにされるように、裁判審理及び訴訟関係者の活動を指揮し、彼らが秩序を守るように統制する。
96	裁判長は、裁判審理を開始するということを知らせた後、訴訟当事者を確認する。	96	裁判長は、裁判審理を開始するということを知らせた後、訴訟当事者を確認する。
97	訴訟当事者が裁判審理に参加しなかった場合には、裁判審理を延期する。 被告が裁判審理に2度呼び出されても正当な理由なく参加しなかった場合又は被告自身が参加しないままに裁判審理を行うことを要請する場合には、被告の参加なしに裁判審理を行うことができる。 原告が裁判審理に2度呼び出されても相当な理由なく参加しなかった場合には、事件を棄却する。この場合には、再び訴訟を提起することができる。	97	訴訟当事者が裁判審理に参加しなかった場合には、裁判審理を延期する。 被告が裁判審理に2度呼び出されても正当な理由なく参加しなかった場合又は被告自身が参加しないままに裁判審理を行うことを要請する場合には、被告又は提起者一方の参加なしに裁判審理を行うことができる。 原告が裁判審理に2度呼び出されても相当な理由なく参加しなかった場合には、事件を棄却する。この場合には、再び訴訟を提起することができる。
98	裁判長は、訴訟当事者に訴訟上の権利及び義務を知らせる。	98	裁判長は、訴訟当事者に訴訟上の権利及び義務を知らせる。
99	裁判長は、裁判審理に召喚した証人、鑑定人、通訳及び解釈人の参加状況を確認する。 証人及び鑑定人が参加しなかった場合には、検事及び訴訟当事者の意見を聴取し、裁判審理を継続又は延期する。 通訳及び解釈人が裁判審理に参加しなかった場合には、裁判審理を延期する。	99	裁判長は、裁判審理に召喚した証人、鑑定人、通訳及び解釈人の参加状況を確認する。 証人及び鑑定人が参加しなかった場合には、検事及び訴訟当事者の意見を聴取し、裁判審理を継続又は延期する。 通訳及び解釈人が裁判審理に参加しなかった場合には、裁判審理を延期する。
100	裁判長は、訴訟関係者に裁判所構成員、検事、裁判書記、鑑定人、通訳及び解釈人を知らせた後、彼らを替えることに対する意見の有無を尋ねる。	100	裁判長は、訴訟関係者に裁判所構成員、検事、裁判書記、鑑定人、通訳及び解釈人を知らせた後、彼らを替えることに対する意見の有無を尋ね、提起された問題を解決する。
101	裁判長は、訴訟当事者に新しい証拠の提出若しくは他の証人の呼出し又はその他の申請の有無を尋ね、あるときにはそれを解決する。	101	裁判長は、訴訟当事者に新しい証拠の提出若しくは他の証人の呼出し又はその他の申請の有無を尋ね、あるときにはそれを解決する。
102	訴訟当事者の申請により新しい証拠を収集する等の複雑で多くの時間が要求される場合には、判定で裁判審理を延期する。	102	訴訟当事者の申請により新しい証拠を収集する等の複雑で多くの時間が要求される場合には、判定で裁判審理を延期する。
103	裁判長は、事実審理を開始するということを知らせた後、原告に主張する事実を陳述させ、被告に答弁をさせる。	103	裁判長は、事実審理を開始するということを知らせた後、原告に主張する事実を陳述させ、被告に答弁をさせる。

旧条	旧条文	新条	新条文
104	裁判所は、検事の意見を聴取し、事実審理の順序を定める。	104	裁判所は、検事の意見を聴取し、事実審理の順序を定める。
105	訴訟当事者に対する審理は、裁判長、人民参審員、検事の順で行い、それが終了すれば、訴訟当事者に互いに質問させる。 鑑定人は、裁判長の承認の下に、訴訟当事者に質問することができる。	105	訴訟当事者に対する審理は、裁判長、人民参審員、検事の順で行い、それが終了すれば、訴訟当事者に互いに質問させる。 鑑定人は、裁判長の承認の下に、訴訟当事者に質問することができる。
106	証人に対する審理は、順序に従い一名ずつ法廷に呼び出して行う。 裁判長は、先ず証人が本人に相違ないか、訴訟当事者とのような関係にあるのかを確認し、偽証すれば法的責任を負う旨を知らせた後、事件と関連して知っている事実を当事者に証言させる。	106	証人に対する審理は、順序に従い一名ずつ法廷に呼び出して行う。 裁判長は、先ず証人が本人に相違ないか、訴訟当事者とのような関係にあるのかを確認し、偽証すれば法的責任を負う旨を知らせた後、事件と関連して知っている事実を当事者に証言させる。
107	裁判長は、証人の証言が終了すれば、その証人を審理することを要求した訴訟当事者に先ず質問させ、その後相手側当事者に質問させる。 他の訴訟関係者は、裁判長の承認を得て質問することができる。 裁判所は、すでに審理した証人を他の証人の前で再び審理し、または証人を対質させて審理することができる。	107	裁判長は、証人の証言が終了すれば、その証人を審理することを要求した訴訟当事者に先ず質問させ、その後相手側当事者に質問させる。 他の訴訟関係者は、裁判長の承認を得て質問することができる。 裁判所は、すでに審理した証人を他の証人の前で再び審理し、または証人を対質させて審理することができる。
108	裁判所は、未成年者を証人として審理する場合、父母若しくは後見人又は教員その他の保護者を立ち合わせなければならない。	108	裁判所は、未成年者を証人として審理する場合、父母若しくは後見人又は教員その他の保護者を立ち合わせなければならない。
109	裁判所は、裁判審理を延期する場合、参加した証人を審理し、次回の裁判審理に呼ばないことができる。	109	裁判所は、裁判審理を延期する場合、参加した証人を審理し、次回の裁判審理に呼ばないことができる。
110	証人は、裁判審理が終了する前に定められた場所を離れることができない。 裁判長は、必要に従い訴訟関係者の意見を聴取し、審理した証人を裁判審理が終了する前にも帰すことができる。	110	証人は、裁判審理が終了する前に定められた場所を離れることができない。 裁判長は、必要に従い訴訟関係者の意見を聴取し、審理した証人を裁判審理が終了する前にも帰すことができる。
111	裁判所は、本法第41条、第52条に従い証拠を収集した場合又は証人を審理した場合、事実審理においてその調書を読み、検討しなければならない。	111	裁判所は、本法第41条、第52条に従い証拠を収集した場合又は証人を審理した場合、事実審理においてその調書を読み、検討しなければならない。
112	裁判所は、事実が明白にされた場合、訴訟当事者及び検事の意見を聴取し、証人に対する審理を止めることができる。	112	裁判所は、事実が明白にされた場合、訴訟当事者及び検事の意見を聴取し、証人に対する審理を止めることができる。
113	鑑定人に対する審理は、先ずその身分を確認し鑑定結果を述べさせた後、質問する方法で行う。 訴訟関係者は、裁判長の承認を得て鑑定人に質問することができる。 鑑定人が参加しなかった場合には、鑑定書を読み検討する方法で行う。	113	鑑定人に対する審理は、先ずその身分を確認し鑑定結果を述べさせた後、質問する方法で行う。 訴訟関係者は、裁判長の承認を得て鑑定人に質問することができる。 鑑定人が参加しなかった場合には、鑑定書を読み検討する方法で行う。
114	裁判所は、事実審理過程に鑑定を行う必要が提起される場合またはすでに行った鑑定を再び行わなければならない必要がある場合に、裁判審理を延期し、判定で鑑定を委託する。	114	裁判所は、事実審理過程に鑑定を行う必要が提起される場合またはすでに行った鑑定を再び行わなければならない必要がある場合に、裁判審理を延期し、判定で鑑定を委託する。
115	証拠物及び証拠文書に対する審理は、それを法廷に提出し、当該当事者から説明を聴取し質問する方法で行う。	115	証拠物及び証拠文書に対する審理は、それを法廷に提出し、当該当事者から説明を聴取し質問する方法で行う。
116	裁判長は、裁判審理過程で裁判所の委任により現場を検証し、又は現地に行き証拠資料を確認することができる。この場合、調書を作成し、裁判審理において検討されてはじめて判決及び判定の基礎とすることができる。	116	裁判長は、裁判審理過程で裁判所の委任により現場を検証し、又は現地に行き証拠資料を確認することができる。この場合、調書を作成し、裁判審理において検討されてはじめて判決及び判定の基礎とすることができる。
117	裁判所は、裁判審理過程で、本法第83条、第85～86条に指摘された事由が生じた場合には、それを審理し該当する判定を行う。	117	裁判所は、裁判審理過程で、本法第83条、第85～86条に指摘された事由が生じた場合には、それを審理し該当する判定を行う。
118	裁判所は、離婚事件を審理する場合、子女養育と関連した問題、相手方当事者の扶養問題又は財産分与の問題を一緒に解決しなければならない。	118	裁判所は、離婚事件を審理する場合、子女養育と関連した問題又は財産分与の問題を一緒に解決しなければならない。 離婚当事者の一方に一定期間扶養を必要とする場合には、相手方の扶養義務問題も解決しなければならない。
119	裁判所は、訴訟費用及びその負担問題を審理しなければならない。	119	裁判所は、訴訟費用及びその負担問題を審理しなければならない。
120	裁判長は、人民参審員、検事及び訴訟当事者にさらに補充して質問させる。	120	裁判長は、人民参審員、検事及び訴訟当事者にさらに補充して質問させる。
121	裁判長は、事件の真相が全面的に明らかにされた認定すれば、訴訟当事者、人民参審員及び検事に事実審理を終了することに対する意見の有無を尋ね、人民参審員と合議した後、事実審理の終了を知らせる。	121	裁判長は、事件の真相が全面的に明らかにされた認定すれば、訴訟当事者、人民参審員及び検事に事実審理を終了することに対する意見の有無を尋ね、人民参審員と合議した後、事実審理の終了を知らせる。
122	裁判長は、事実審理が終了した後、訴訟当事者に陳述する機会を与え、検事に事件解決と関連した意見を述べさせる。 訴訟当事者が事件解決に本質的意義を有する新しい事実を提起した場合には、事実審理を再び行う。	122	裁判長は、事実審理が終了した後、訴訟当事者に陳述する機会を与え、検事に事件解決と関連した意見を述べさせる。 訴訟当事者が事件解決に本質的意義を有する新しい事実を提起した場合には、事実審理を再び行う。
123	裁判長は、裁判審理が終了すればそれについて訴訟関係者に知らせ、判決を採択するために人民参審員とともに合議室へ行く。	123	裁判長は、裁判審理が終了すればそれについて訴訟関係者に知らせ、判決を採択するために人民参審員とともに合議室へ行く。
124	裁判書記は、裁判が終了した日から3日以内に、次の各号に掲げる内容で裁判審理調書を作成する。 1. 裁判審理の日時及び裁判所の名称 2. 裁判所構成員、裁判審理に参加した検事及び裁判書記の氏名 3. 事件名 4. 裁判審理の場所及び裁判審理の公開又は非公開の状況 5. 訴訟当事者の氏名及び簡単な身分関係 6. 裁判審理順序に従い裁判所が行ったすべての行為 7. 訴訟関係者が提起した意見及び彼らが行った発言 8. 裁判審理過程に裁判所が下した判定 9. 訴訟当事者が最後に行った発言 10. 検事の意見	124	裁判書記は、裁判が終了した日から3日以内に、次の各号に掲げる内容で裁判審理調書を作成する。 1. 裁判審理の日時及び裁判所の名称 2. 裁判所構成員、裁判審理に参加した検事及び裁判書記の氏名 3. 事件名 4. 裁判審理の場所及び裁判審理の公開又は非公開の状況 5. 訴訟当事者の氏名及び簡単な身分関係 6. 裁判審理順序に従い裁判所が行ったすべての行為 7. 訴訟関係者が提起した意見及び彼らが行った発言 8. 裁判審理過程に裁判所が下した判定 9. 訴訟当事者が最後に行った発言 10. 検事の意見

旧条	旧条文	新条	新条文
125	訴訟当事者及び検事は、裁判審理調書作成期間が経過した翌日から5日以内に調書を閲覧することができ、調書に欠落したところがある場合または正確でない表現がある場合に、訂正についての意見を書面で提起することができる。 裁判長は、提起された意見が正しい場合には判定で裁判審理調書を訂正させ、不当な場合には理由を付した判定で却下する。	125	訴訟当事者及び検事は、裁判審理調書作成期間が経過した翌日から5日以内に調書を閲覧することができ、調書に欠落したところがある場合または正確でない表現がある場合に、訂正についての意見を書面で提起することができる。 裁判長は、提起された意見が正しい場合には判定で裁判審理調書を訂正させ、不当な場合には理由を付した判定で却下する。
125.5	第九章 判決、判定	125.5	第九章 判決、判定
126	裁判所は、裁判審理において十分に検討確認された科学的な証拠にもとづいて、事件の真相が完全に明らかにされたと認定されれば、法の要求にそくして判決を採択する。 判決の採択には、当該事件を審理した判事及び人民参審員のみが参加する。	126	裁判所は、裁判審理において十分に検討確認された科学的な証拠にもとづいて、事件の真相が完全に明らかにされたと認定されれば、法の要求にそくして判決を採択する。 判決の採択には、当該事件を審理した判事及び人民参審員のみが参加する。
127	裁判所は、判決を採択する場合に、次の各号に掲げる問題を討議決定する。 1. 原告の請求事実に根拠があるか。 2. 被告の答弁事実に根拠があるか。 3. どの法規範を適用して請求をどのように解決するのか。 4. 証拠物及び担保処分した財産に対する処理をどのようにするのか。 5. 訴訟費用を誰にどれだけ負担させるのか。	127	裁判所は、判決を採択する場合に、次の各号に掲げる問題を討議決定する。 1. 原告の請求事実に根拠があるか。 2. 被告の答弁事実に根拠があるか。 3. どの法規範を適用して請求をどのように解決するのか。 4. 証拠物及び担保処分した財産に対する処理をどのようにするのか。 5. 訴訟費用を誰にどれだけ負担させるのか。
128	判決の採択は、裁判所構成員が多数決の方法で行う。 多数の意見に同意しない判事又は人民参審員は、意見書を提出することができる。意見書は、判決を下すときは読みあげない。	128	判決の採択は、裁判所構成員が多数決の方法で行う。 多数の意見に同意しない判事又は人民参審員は、意見書を提出することができる。意見書は、判決を下すときは読みあげない。
129	裁判所は、次の各号に掲げる判決を下す。 1. 請求を認める判決 2. 請求を棄却する判決	129	裁判所は、次の各号に掲げる判決を下す。 1. 請求を認める判決 2. 請求を棄却する判決
130	裁判所は、担保処分した財産に対する問題を正確に処理しなければならず、証拠文書、証拠物のなかで持主に返還すべきでないものは記録に付し、又は没収し、その他のものは持主に返還しなければならない。 証拠物を所有者に返還する場合には、根拠文書を事件記録に付さなければならない。	130	裁判所は、担保処分した財産に対する問題を正確に処理しなければならず、証拠文書、証拠物のなかで持主に返還すべきでないものは記録に付し、又は没収し、その他のものは持主に返還しなければならない。 証拠物を所有者に返還する場合には、根拠文書を事件記録に付さなければならない。
131	裁判所は、訴訟費用問題を次の各号に掲げる通りに解決する。 1. 原告の請求を承認する場合には被告に、拒否する場合には原告に負担させる。 2. 本法第68条に規定された事件の請求が承認された場合には、国家手数料を被告に支払わせることができる。	131	裁判所は、訴訟費用問題を次の各号に掲げる通りに解決する。 1. 訴訟費用は原告の請求を承認した場合には被告に、拒否した場合には原告に負担させる。 2. 本法第68条に規定された事件の請求が承認された場合には、国家手数料を被告に支払わせることができる。
132	判決は、裁判審理が終了した日に下す。	132	判決は、裁判審理が終了した日に下す。
133	判決書には、次の各号に掲げる内容を明らかにする。 1. 裁判審理の日時及び裁判所の名称 2. 裁判所構成員、裁判審理に参加した検事及び裁判書記の氏名 3. 事件名、裁判審理の場所及び裁判審理の公開又は非公開の状況 4. 訴訟当事者の氏名及び簡単な身分関係 5. 原告の請求事実及び被告の答弁 6. 裁判所が認定した事実及び証拠 7. 判決において依拠した法規範 8. 請求の承認又は拒否に対する結論 9. 担保処分した財産及び証拠物の処理状況 10. 訴訟費用の負担 11. 判決及び判定の執行方法並びに上訴及び抗議手続	133	判決書には、次の各号に掲げる内容を明らかにする。 1. 裁判審理の日時及び裁判所の名称 2. 裁判所構成員、裁判審理に参加した検事及び裁判書記の氏名 3. 事件名、裁判審理の場所及び裁判審理の公開又は非公開の状況 4. 訴訟当事者の氏名及び簡単な身分関係 5. 原告の請求事実及び被告の答弁 6. 裁判所が認定した事実及び証拠 7. 判決において依拠した法規範 8. 請求の承認又は拒否に対する結論 9. 担保処分した財産及び証拠物の処理状況 10. 訴訟費用の負担 11. 判決及び判定の執行方法並びに上訴及び抗議手続
134	判決は、朝鮮民主主義人民共和国の名で宣告する。	134	判決は、朝鮮民主主義人民共和国の名で宣告する。
135	裁判所は、裁判審理過程に違反行為を発見した場合に、該当する制裁を加える措置をとることができる。	135	裁判所は、裁判審理過程に離婚当事者及び事件関係者が法秩序に反して家庭不和を起し、社会的雰囲気を乱した等の違法行為がある場合、該当する制裁を加えることについての措置をとることができる。違法行為の情状が嚴重な場合には、刑事責任を追及することに対する判定を行う。
136	裁判所は、次の各号に掲げる場合に、判定で解決する。 1. 事件を移送する場合または訴訟当事者を交替させる場合 2. 判事が単独で事件を解決する場合又は裁判準備段階において事件処理を終了する場合 3. 裁判審理手続上の問題を解決する場合 4. 訴訟関係者の申請を解決する場合 5. 裁判審理過程に発見した違法行為に対して制裁を加える場合	136	裁判所は、次の各号に掲げる場合に、判定で解決する。 1. 事件を移送する場合または訴訟当事者を交替させる場合 2. 判事が単独で事件を解決する場合又は裁判準備段階において事件処理を終了する場合 3. 裁判審理手続上の問題を解決する場合 4. 訴訟関係者の申請を解決する場合 5. 裁判審理過程に発見した違法行為に対して制裁を加える場合 6. 対外経済仲裁機関の判決執行申請を解決する場合
137	判定の採択は、判決の採択手続に従う。 裁判審理手続と関連した簡単な問題を処理する判定は、裁判審理調書に記載する方法で行う。	137	判定の採択は、判決の採択手続に従う。 裁判審理手続と関連した簡単な問題を処理する判定は、裁判審理調書に記載する方法で行う。
138	第一審裁判所は、すでに下した判決、判定を取り消すことができない。但し、本法第136条第4号に該当する判定、子女養育費及び扶養料請求と関連して下した確定判決及び判定は訂正することができる。	138	第一審裁判所は、すでに下した判決、判定を取り消すことができない。但し、本法第136条第4号に該当する判定、子女養育費及び扶養料請求と関連して下した確定判決及び判定は訂正することができる。
139	訴訟当事者又は検事は、第一審裁判所の判決、判定に意見がある場合に、上訴、抗議を行うことができる。 上訴、抗議が提起されれば、当該判決、判定は執行されない。 中央裁判所の判決、判定に対しては、上訴、抗議を行うことができない。	139	訴訟当事者又は検事は、第一審裁判所の判決、判定に意見がある場合に、上訴、抗議を行うことができる。 上訴、抗議が提起されれば、当該判決、判定は執行されない。 中央裁判所の判決、判定に対しては、上訴、抗議を行うことができない。

旧条	旧条文	新条	新条文
140	上訴、抗議は、判決書、判定書の謄本を受け取った日から10日以内に行う。 判決書、判定書の謄本は、判決、判定を下した日から2日以内に訴訟当事者と検事に付与する。	140	上訴、抗議は、判決書、判定書の謄本を受け取った日から10日以内に行う。 判決書、判定書の謄本は、判決、判定を下した日から2日以内に訴訟当事者と検事に付与する。
141	上訴、抗議を行おうとする訴訟当事者または検事は、上訴状または抗議書を判決、判定を下した第一審裁判所に提出しなければならない。 上訴状、抗議書には、上訴、抗議の理由及び要求を記さなければならず、第一審裁判所に提出できなかった資料も明らかにすることができる。上訴状には、国家手数料納付証を添付する。	141	上訴、抗議を行おうとする訴訟当事者または検事は、上訴状または抗議書を判決、判定を下した第一審裁判所に提出しなければならない。 上訴状、抗議書には、上訴、抗議の理由及び要求を記さなければならず、第一審裁判所に提出できなかった資料も明らかにすることができる。上訴状には、国家手数料納付証を添付する。
142	第一審裁判所は、上訴、抗議期間が経過すれば、上訴状、抗議書を当該事件記録とともに、一級上の裁判所に送付しなければならない。	142	第一審裁判所は、上訴、抗議期間が経過すれば、上訴状、抗議書を当該事件記録とともに、一級上の裁判所に送付しなければならない。
143	検事の抗議が不当であると認定した一級上の検察所検事は、当該抗議を取り消すことができる。	143	検事の抗議が不当であると認定した一級上の検察所検事は、当該抗議を取り消すことができる。
144	第一審裁判所の判決、判定に対して上訴を提起した訴訟当事者は、第二審裁判が開始される前まで、それを取り消すことができる。	144	第一審裁判所の判決、判定に対して上訴を提起した訴訟当事者は、第二審裁判が開始される前まで、それを取り消すことができる。
145	判決は、次のときに確定される。 1. 上訴、抗議がなく、当該期間が経過したとき 2. 上訴、抗議があったが、第二審裁判所が第一審裁判所の判決を支持したとき 3. 上訴、抗議することのできない判決を下したとき	145	判決は、次のときに確定される。 1. 上訴、抗議がなく、当該期間が経過したとき 2. 上訴、抗議があったが、第二審裁判所が第一審裁判所の判決を支持したとき 3. 上訴、抗議することのできない判決を下したとき
	第十章 第二審裁判		第十章 第二審裁判
146	第二審裁判では、上訴、抗議資料及び事件記録にもとづいて、第一審裁判所の判決、判定が法の要求に即して科学的な証拠にもとづいていたかどうかを全面的に検討し、誤ったものを修正する。	146	第二審裁判では、上訴、抗議資料及び事件記録にもとづいて、第一審裁判所の判決、判定が法の要求に即して科学的な証拠にもとづいていたかどうかを全面的に検討し、誤ったものを修正する。
147	第二審裁判は、判事三名で構成された裁判所が行う。 第二審裁判には、訴訟当事者及び検事が参加する。但し、訴訟当事者または検事が参加しなかった場合にも、裁判審理を行うことができる。 裁判審理の日時は、第二審裁判を開始する3日前までに、検事及び訴訟当事者に通知する。	147	第二審裁判は、判事三名で構成された裁判所が行う。 第二審裁判には、訴訟当事者及び検事が参加する。但し、訴訟当事者または検事が参加しなかった場合にも、裁判審理を行うことができる。 裁判審理の日時は、第二審裁判を開始する3日前までに、検事及び訴訟当事者に通知する。
148	第二審裁判は、判事が事件報告を行い、提起された内容を検討した後、訴訟当事者及び検事の意見を聴取する方法で行う。	148	第二審裁判は、判事が事件報告を行い、提起された内容を検討した後、訴訟当事者及び検事の意見を聴取する方法で行う。
149	第二審裁判所及び検事は、第一審裁判記録及び提出された上訴、抗議資料にもとづいて訴訟当事者に尋ねることができる。但し、事件に対する事実審理は行うことができない。	149	第二審裁判所及び検事は、第一審裁判記録及び提出された上訴、抗議資料にもとづいて訴訟当事者に尋ねることができる。但し、事件に対する事実審理は行うことができない。
150	第二審裁判所は、第一審裁判所の判決、判定が正しく下されたと認定すればそれを支持し、上訴、抗議を棄却する判定を行う。	150	第二審裁判所は、第一審裁判所の判決、判定が正しく下されたと認定すればそれを支持し、上訴、抗議を棄却する判定を行う。
151	第二審裁判所は、第一審裁判所において新しい証拠収集または調査を更に行う必要がない程度に事実事情を明らかにしても、判決、判定を正確に下せなかった場合には、それを修正することができる。	151	第二審裁判所は、第一審裁判所において新しい証拠収集または調査を更に行う必要がない程度に事実事情を明らかにしても、判決、判定を正確に下せなかった場合には、それを修正することができる。
152	第二審裁判所は、次の各号に一に該当する場合に、第一審裁判所の判決、判定を取り消し、当該事件を再び審理する判定を行い、第一審裁判所の裁判準備段階または裁判審理段階に送付する。 1. 裁判所構成において法に違反した場合 2. 事件解決に本質的意義を有する事実を明らかにしなかった場合 3. 裁判審理において証拠を調査検討しなかったり、明らかにされない事実にもとづいた場合 4. 訴訟当事者に訴訟上の権利を保障しなかったり、訴訟当事者となることのできない者を原告または被告として事件を処理した場合	152	第二審裁判所は、次の各号に一に該当する場合に、第一審裁判所の判決、判定を取り消し、当該事件を再び審理する判定を行い、第一審裁判所の裁判準備段階または裁判審理段階に送付する。 1. 裁判所構成において法に違反した場合 2. 事件解決に本質的意義を有する事実を明らかにしなかった場合 3. 裁判審理において証拠を調査検討しなかったり、明らかにされない事実にもとづいた場合 4. 訴訟当事者に訴訟上の権利を保障しなかったり、訴訟当事者となることのできない者を原告または被告として事件を処理した場合
153	第二審裁判所は、裁判審理過程で本法第86条の事由を発見した場合には、第一審裁判所の判決、判定を取り消し、事件を棄却する判定を行う。	153	第二審裁判所は、裁判審理過程で本法第86条の事由を発見した場合には、第一審裁判所の判決、判定を取り消し、事件を棄却する判定を行う。
154	第二審裁判所は、第一審裁判所の判決、判定を取り消さない場合にも、第一審裁判の不足点を指摘する判定を別途に行うことができる。	154	第二審裁判所は、第一審裁判所の判決、判定を取り消さない場合にも、第一審裁判の不足点を指摘する判定を別途に行うことができる。
155	第二審裁判所の判定に対しては、上訴、抗議することができない。	155	第二審裁判所の判定に対しては、上訴、抗議することができない。
	第十一章 非常上訴		第十一章 非常上訴
156	確定された判決、判定が法の要求に違反した場合、それを修正するのは非常上訴の手続で行う。	156	確定された判決、判定が法の要求に違反した場合、それを修正するのは非常上訴の手続で行う。
157	非常上訴は、法に本質的に違反したということが事件記録に現れた場合、いつでも行うことができる。	157	非常上訴は、法に本質的に違反したということが事件記録に現れた場合、いつでも行うことができる。
158	非常上訴は、中央裁判所所長または中央検察所所長が中央裁判所に提起する。	158	非常上訴は、中央裁判所所長または中央検察所所長が中央裁判所に提起する。
159	中央裁判所所長または中央検察所所長は、非常上訴を提起するために、どの裁判所で処理した事件でも、記録を要求し、当該事件に対する判決、判定の執行を停止させることができる。中央裁判所の判決、判定に対しては、その執行を停止させることができない。	159	中央裁判所所長または中央検察所所長は、非常上訴を提起するために、どの裁判所で処理した事件でも、記録を要求し、当該事件に対する判決、判定の執行を停止させることができる。中央裁判所の判決、判定に対しては、その執行を停止させることができない。
160	裁判所及び検察所は、非常上訴の提起を申請するために、その管轄内で処理された事件記録を要求することができる。 事件記録で非常上訴提起の事由を発見した場合には、該当する意見を付して中央裁判所所長または中央検察所所長に送付し、当該事由を発見できなかった場合には、事件記録を当該裁判所に返却する。	160	裁判所及び検察所は、非常上訴の提起を申請するために、その管轄内で処理された事件記録を要求することができる。 事件記録で非常上訴提起の事由を発見した場合には、該当する意見を付して中央裁判所所長または中央検察所所長に送付し、当該事由を発見できなかった場合には、事件記録を当該裁判所に返却する。

旧条	旧条文	新条	新条文
161	訴訟当事者及び事件解決に利害関係を有する者は、当該裁判所または検察所に非常上訴の提起を申請することができる。	161	訴訟当事者及び事件解決に利害関係を有する者は、当該裁判所または検察所に非常上訴の提起を申請することができる。
162	中央裁判所以外のすべての裁判所の判決、判定に対する非常上訴事件は、中央裁判所判事3名で構成された裁判所において、中央裁判所の判決、判定に対する非常上訴事件は、中央裁判所判事会議において審理解決する。	162	中央裁判所以外のすべての裁判所の判決、判定に対する非常上訴事件は、中央裁判所判事3名で構成された裁判所において、中央裁判所の判決、判定に対する非常上訴事件は、中央裁判所判事会議において審理解決する。
163	中央裁判所判事会議は、中央裁判所所長、副所長、判事で構成する。判事会議は、その全構成員の3分の2以上の参加によって成立し、判定は、参加した構成員の多数決で採択する。判事会議の執行は、中央裁判所所長が行う。	163	中央裁判所判事会議は、中央裁判所所長、副所長、判事で構成する。判事会議は、その全構成員の3分の2以上の参加によって成立し、判定は、参加した構成員の多数決で採択する。判事会議の執行は、中央裁判所所長が行う。
164	中央裁判所判事会議には、中央検察所所長が参加する。中央裁判所の判事3名で構成された裁判所の非常上訴事件の審理には、中央検察所検事が参加する。非常上訴事件の審理日時は、3日前までに中央検察所に通知する。	164	中央裁判所判事会議には、中央検察所所長が参加する。中央裁判所の判事3名で構成された裁判所の非常上訴事件の審理には、中央検察所検事が参加する。非常上訴事件の審理日時は、3日前までに中央検察所に通知する。
165	非常上訴事件の審理は、事件報告を行い、提起された資料を検討した後、中央検察所所長または検事の意見を聴取する方法で行う。非常上訴事件は、判定で解決する。	165	非常上訴事件の審理は、事件報告を行い、提起された資料を検討した後、中央検察所所長または検事の意見を聴取する方法で行う。非常上訴事件は、判定で解決する。
166	中央裁判所は、確定された判決、判定が非常上訴によって変更、取り消された場合、執行した財産に対する処理問題を解決しなければならない。	166	中央裁判所は、確定された判決、判定が非常上訴によって変更、取り消された場合、執行した財産に対する処理問題を解決しなければならない。
	第十二章 再審		第十二章 再審
167	再審は、次の各号の一に該当する新しい事実が明らかになった場合、確定した判決、判定を修正するために行う。 1. 判決、判定の基礎とした証拠が虚偽であったことが確認された場合 2. 判決、判定に影響を与えることのできる事実が裁判を終了した後に知らされた場合 3. 訴訟当事者または裁判所構成員が事件解決に影響を与えることのできる違法行為を行ったことが確認された場合 4. すでに取り消された判決若しくは判定又は国家機関の決定若しくは指示に基づいて判決、判定を下したことが確認された場合	167	再審は、次の各号の一に該当する新しい事実が明らかになった場合、確定した判決、判定を修正するために行う。 1. 判決、判定の基礎とした証拠が虚偽であったことが確認された場合 2. 判決、判定に影響を与えることのできる事実が裁判を終了した後に知らされた場合 3. 訴訟当事者または裁判所構成員が事件解決に影響を与えることのできる違法行為を行ったことが確認された場合 4. すでに取り消された判決若しくは判定又は国家機関の決定若しくは指示に基づいて判決、判定を下したことが確認された場合
168	再審は、中央裁判所所長又は中央検察所所長が中央裁判所に提起する。	168	再審は、中央裁判所所長又は中央検察所所長が中央裁判所に提起する。
169	裁判所及び検察所は、必要な場合、再審の提起を申請することができる。再審の提起申請は、一級上の裁判所又は検察所に行う。	169	裁判所及び検察所は、必要な場合、再審の提起を申請することができる。再審の提起申請は、一級上の裁判所又は検察所に行う。
170	訴訟当事者又は利害関係を有する第三者は、再審の提起を当該裁判所または検察所に申請することができる。再審提起申請は、当該事由を知った日から3カ月以内に行い、申請書には証拠資料を添付しなければならない。	170	訴訟当事者又は利害関係を有する第三者は、再審の提起を当該裁判所または検察所に申請することができる。再審提起申請は、当該事由を知った日から3カ月以内に行い、申請書には証拠資料を添付しなければならない。
171	再審提起申請を受理した裁判所または検察所は、1カ月以内に必要調査を行い、その理由が正当である場合、該当する意見を付して中央裁判所または中央検察所に送付し、不当な場合には、判定または決定で却下する。	171	再審提起申請を受理した裁判所または検察所は、1カ月以内に必要調査を行い、その理由が正当である場合、該当する意見を付して中央裁判所または中央検察所に送付し、不当な場合には、判定または決定で却下する。
172	再審事件は、中央裁判所判事3名で構成された裁判所が審理解決する。再審事件の審理には、中央検察所検事が参加する。中央裁判所は、再審事件の審理日時を3日前までに中央検察所に通知する。	172	再審事件は、中央裁判所判事3名で構成された裁判所が審理解決する。再審事件の審理には、中央検察所検事が参加する。中央裁判所は、再審事件の審理日時を3日前までに中央検察所に通知する。
173	再審事件の審理は、事件報告を行い、再審提起事由を検討した後、中央検察所検事の意見を聴取する方法で行う。	173	再審事件の審理は、事件報告を行い、再審提起事由を検討した後、中央検察所検事の意見を聴取する方法で行う。
174	再審事件を審理した中央裁判所は、再審提起の事由が正当な場合、確定された判決、判定を取り消し、事件を第一審裁判所に送付して再び審理させ、または直接事件を棄却する。再審提起が不当であると認定される場合には、それを却下する。	174	再審事件を審理した中央裁判所は、再審提起の事由が正当な場合、確定された判決、判定を取り消し、事件を第一審裁判所に送付して再び審理させ、または直接事件を棄却する。再審提起が不当であると認定される場合には、それを却下する。
	第十三章 判決、判定の執行		第十三章 判決、判定の執行
175	判決、判定は、確定された後に執行する。判決、判定の執行は、裁判所執行員が行う。機関、企業所、団体及び公民は、判決、判定を執行するための執行員の要求に応じなければならない。	175	判決、判定は、確定された後に執行する。判決、判定の執行は、裁判所執行員が行う。機関、企業所、団体及び公民は、判決、判定を執行するための執行員の要求に応じなければならない。
176	財産請求に対する判決、判定が確定されれば、その判決、判定を下した裁判所の判事は、その判断または訴訟当事者、検事の申請に従い、執行文を発給する。執行文発給に対する申請は、判決、判定が確定された日から2カ月以内に行わなければならない。執行員は、執行文を受け取った日から1カ月以内にそれを処理しなければならない。	176	財産請求に対する判決、判定が確定されれば、その判決、判定を下した裁判所の判事は、その判断または訴訟当事者、検事の申請に従い、執行文を発給する。執行文発給に対する申請は、判決、判定が確定された日から2カ月以内に行わなければならない。執行員は、執行文を受け取った日から1カ月以内にそれを処理しなければならない。
177	執行員は、執行行為を行う場合、債務者を参加させなければならない。債務者は、執行する財産について指摘することができる。	177	執行員は、執行行為を行う場合、債務者を参加させなければならない。債務者は、執行する財産について指摘することができる。
178	機関、企業所、団体の財産に対する執行は、当該銀行を通じて行う。当該銀行は、執行文を受け取った日から10日以内に執行し、その状況を執行員に通知しなければならない。	178	機関、企業所、団体の財産に対する執行は、当該銀行を通じて行う。当該銀行は、執行文を受け取った日から10日以内に執行し、その状況を執行員に通知しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
179	判事は、次の各号の一に該当する場合に、一定の期間、執行を中止させることができる。 1．負債を支払わなければならない者に考慮すべき事情がある場合 2．公民である訴訟当事者が互いに合意して執行の中止を申請した場合 3．財産がなくて執行を行うことができない場合	179	判事は、次の各号の一に該当する場合に、一定の期間、執行を中止させることができる。 1．負債を支払わなければならない者に考慮すべき事情がある場合 2．公民である訴訟当事者が互いに合意して執行の中止を申請した場合 3．財産がなくて執行を行うことができない場合
180	執行員は、執行が終了した後、当該手続に従い執行した財産を権利者に引き渡し、執行調書を判事に渡さなければならない。	180	執行員は、執行が終了した後、当該手続に従い執行した財産を権利者に引き渡し、執行調書を判事に渡さなければならない。
181	裁判所は、次の各号の一に該当する事由がある場合に、執行事件を棄却する。 1．執行文発給の基礎となった判決、判定が取り消された場合 2．定められた期間が経過した後、執行を申請した場合 3．公民である訴訟当事者が執行に対する申請を放棄した場合	181	裁判所は、次の各号の一に該当する事由がある場合に、執行事件を棄却する。 1．執行文発給の基礎となった判決、判定が取り消された場合 2．定められた期間が経過した後、執行を申請した場合 3．公民である訴訟当事者が執行に対する申請を放棄した場合
182	執行員の執行行為について意見がある訴訟当事者または利害関係を有する第三者は、執行員が属する裁判所に意見を提起することができる。 意見を提起された裁判所は、15日以内に申請者を参加させ、それを審理解決しなければならない。 裁判所の判定について意見がある訴訟当事者は、一級上の裁判所に上訴することができる。	182	執行員の執行行為について意見がある訴訟当事者または利害関係を有する第三者は、執行員が属する裁判所に意見を提起することができる。 意見を提起された裁判所は、15日以内に申請者を参加させ、それを審理解決しなければならない。 裁判所の判定について意見がある訴訟当事者は、一級上の裁判所に上訴することができる。

3．羅先経済貿易地帯法

朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法

チュチュエ82（1993）年1月13日 最高人民会議常設会議決定第28号として採択
チュチュエ89（1999）年2月26日 最高人民会議常任委員会政令決定第484号として修正補充
チュチュエ91（2002）年11月7日 最高人民会議常任委員会政令第3400号として修正

第一章 羅先経済貿易地帯法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法は、羅先経済貿易地帯を効果的に管理運営し、対外経済協力及び交流を拡大発展させることに寄与する。

第2条 羅先経済貿易地帯は、特惠的な貿易並びに中継輸送、輸出加工、金融及びサービス地域として宣布した朝鮮民主主義人民共和国の一定の領域である。

羅先経済貿易地帯では、国家が特別に確立した制度及び秩序に従い、経済貿易活動を行う。

第3条 羅先経済貿易地帯内において、貿易、外国投資、地帯の開発及びその管理運営は、内閣の統一的な指導の下に行う。

第4条 国家は、外国投資家が羅先経済貿易地帯に投資した資本及び所得、それに付与された権利を法的に保護する。

第5条 外国投資家は、羅先経済貿易地帯内で企業管理及び経営方法を自由に選択することができる。

第6条 羅先経済貿易地帯内での経済貿易活動は、本法及び地帯関連法規に従い行う。

第7条 外国投資家は、羅先経済貿易地帯内において、合作、合併、単独投資等の型式で経済貿易活動を行うことができる。

第二章 管理運営機関の任務及び権限

第8条 羅先経済貿易地帯の管理運営機関には、中央貿易指導機関、当該中央機関及び羅先市人民委員会が属する。

中央貿易指導機関及び当該中央機関は、自己の任務及び権限に従い、貿易、外国投資、地帯の開発、管理運営事業を指導する機関であり、羅先市人民委員会は、地帯全般の事業を現地で執行する機関である。

第9条 中央貿易指導機関は、羅先経済貿易地帯と関連して、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1．貿易、外国投資と関連した国家的な執行対策を立てる。
- 2．当該中央機関との連携の下に、経済貿易事業を正常に指導する。
- 3．外国投資対象申請を受理し、審議処理する。

第10条 当該中央機関は、羅先経済貿易地帯開発計画、予算編成及び執行、財政銀行、土地賃貸、国土及び都市建設、建設明示許可等の事業を自己の任務及び権限に合わせて行うことができる。

第11条 羅先市人民委員会は、貿易、外国投資及び地帯開発を促進し、その管理運営事業を合理的に組織施行するための対外経済部署を置くことができる。

第12条 羅先市人民委員会は、貿易、外国投資、地帯開発と関連して、次の各

号に掲げる事業を行う。

- 1．貿易及び地帯開発計画を作成、宣伝、執行する。
- 2．外国投資申請を現地で受理し、その審議承認を中央貿易指導機関に提起する。
- 3．企業登録、営業許可を行う。
- 4．外国投資企業の労働力採用を援助する。
- 5．土地、建物利用権の譲渡を審議し、当該中央機関にその承認を提起する。
- 6．建物、構築物、作業上の建設、改築に対して、直接又は間接的にサービスを行う。
- 7．その他、地帯の管理運営を改善するための事業を行う。

第13条 中央貿易指導機関は、地帯に対して投資申請文書を受理した日から、合作企業、合併企業は50日、外国人企業は80日以内に、企業の創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。

国の安全、住民の健康及び動植物の成長に害を与える対象、国家が定めた環境保護限界基準を超過する対象、経済技術的に立ち遅れた対象、経済的效果がない対象への投資は、禁止又は制限することができる。

第14条 中央貿易指導機関及び羅先市人民委員会は、次の各号に掲げる場合に、外国投資企業の創設承認若しくは営業許可を取り消し、又は営業を中止させることができる。

- 1．投資条件に反した場合
- 2．共和国の法に重大な違反をした場合

第15条 羅先市人民委員会は、外国投資企業で働く勤労者の技術技能水準を高めるために、技術人材養成基金を創設し、養成機関を運営することができる。

第16条 羅先市人民委員会は、諮問委員会を組織し運営することができる。
諮問委員会は、人民委員会、当該機関、企業所の代表及び外国投資家代表で構成し、地帯の開発及び管理運営事業を協議、協力する。

第三章 経済活動条件の保障

第17条 羅先経済貿易地帯内では商品を搬入し、貯蔵、保管、組立、分解、選別、包装、修理し、又それを国外へ搬出することができる。

国の安全及び社会道徳生活、住民の健康及び動植物の成長に有害な商品は、搬入することができない。

第18条 外国投資家は、羅先経済貿易地帯内に企業を設立運営し、又は中継輸送を行うことができる。

共和国の機関、企業所、団体は、内閣の承認の下に、羅先経済貿易地帯に単独又は合併、合作の形式で投資し、経済貿易活動を行うことができる。

第19条 合併、合作企業及び共和国の機関、企業所、団体は、内閣の承認なく、

羅先経済貿易地帯内に支社、代理店、出張所等を設置することができない。

第20条 外国投資企業及び外国人は、羅先経済貿易地帯内で必要な土地を賃借することができる。土地を賃貸した機関の承認の下に、賃借期間を延長することができる。

第21条 外国投資企業は、羅先経済貿易地帯内の労働力斡旋機関と締結した契約に従い、必要な労働力を採用し、又は採用した労働力を解雇することができる。必要により、一部の管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工を外国人で採用することができる。この場合、羅先市人民委員会と合意しなければならない。

第22条 羅先経済貿易地帯内における外国投資企業が生産した商品の価格は、販売者と購入者の間の合意によって定める。

重要原料、資材及び一部の大量必需品の価格は、羅先市人民委員会が定めることができる。

第23条 羅先経済貿易地帯内にある貿易港には、貿易船及び船員が国籍に関係なく、港出入秩序に従い自由に入出りするすることができる。

第24条 羅先経済貿易地帯内にある外国投資企業は、原料、資材及び部品の加工を地帯外にある共和国の企業所、団体に委託することができる。

地帯外で行われた加工額が企業の全生産額の40%を超えない場合、その委託加工は、地帯内で行った生産活動と同じものと認定する。

第四章 関税

第25条 国家は、羅先経済貿易地帯内で特惠関税制度を実施する。

第26条 羅先経済貿易地帯内では、次の各号に掲げる商品に対しては関税を免除する。

1. 加工輸出を目的として地帯内に搬入される商品
2. 生産及び経営に必要な物資並びに生産した輸出商品
3. 外国投資家に必要な一定量の事務用品及び生活用品
4. 地帯建設に必要な物資
5. 通過する外国の貿易貨物

第27条 次の各号に掲げる場合には、本法第26条を適用しない。

1. 外国から羅先経済貿易地帯内に商品を販売するために搬入する場合
2. 羅先経済貿易地帯内で生産され又は輸入した商品を共和国の他の地域に販売するために搬出する場合

第28条 外国投資企業が地帯内で生産した商品を輸出せずに地帯内に販売する場合には、その商品生産に使用した輸入原料並びに資材及び部品に対する関税を支払わなければならない。

第29条 羅先経済貿易地帯内の外国投資企業は、税関の検査文書及び商品の送り状をはじめとする商品の搬出入と関連した文書を5年間保管しなければならない。

第五章 通貨、金融

第30条 羅先経済貿易地帯内における流通貨幣は朝鮮ウォンとし、すべての取

引に対する決済は、朝鮮ウォン又は転換性外貨で行うことができる。

朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した比率に従い行う。

第31条 外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国及び外国の銀行に口座を設けることができる。

第32条 外国投資企業及び外国人は、共和国及び外国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。

貸し付けられた朝鮮ウォン及び外貨で購入した朝鮮ウォンは、共和国の銀行に預金して使用しなければならない。

第33条 羅先経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。

第34条 外国投資企業及び外国人は、羅先経済貿易地帯内の定められた場所で外貨有価証券を取り引きすることができる。

第六章 保証及び特惠

第35条 外国投資家は、羅先経済貿易地帯内で企業活動を行なって得た利潤、利子、配当金、賃貸料、サービス料及び財産販売収入金をはじめとする所得を国外に送金することができ、国外から羅先経済貿易地帯に搬入された財産を経営期間が終了した後、制限なく国外に搬出することができる。

第36条 羅先経済貿易地帯内の企業所得税率は、決算利潤の14%とする。

第37条 経営期間が10年以上になる生産部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から3年間免除し、その後2年間は、50%の範囲で軽減することができる。

総投資額が45億ウォン以上となるインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から4年間免除し、その後3年間は、50%の範囲で軽減することができる。

第38条 奨励部門に投資する外国投資家には、立地条件が有利な土地を賃貸し、賃貸料を低くすることができる。

第39条 奨励部門に投資する外国投資家は、共和国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を優先的に受けることができる。

第40条 外国投資家が利潤を再投資する場合、その経営期間が5年以上となる場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。インフラ建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に該当する所得税額的全額の返還を受けることができる。

第41条 外国人は、羅先経済貿易地帯に当該手続に従い無査証で直接入ることができる。滞在、居住することができる。

第七章 紛争解決

第42条 羅先経済貿易地帯における経済貿易活動と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。

協議の方法で解決できない場合には、朝鮮民主主義人民共和国の定めた仲裁又は裁判手続で解決し、第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

Amendments to the DPRK's Laws Concerning the Economy (3: Final) (Summary)

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

It seems that economic policy in the DPRK has become more active than in the late 1990s as a result of both these measures and a series of economic reform measures that included restructuring in the manufacturing sector, changes in production and distribution methods in the agricultural sector, and new methods of enterprise management. In July 2002, drastic economic measures to

improve the economic management of the DPRK came into effect. Under these measures, the prices of all commodities were revised and living allowances raised.

In response to these changes, the DPRK has adopted a comparatively aggressive posture towards legislation. Between 1999 and 2003, thirteen new laws were passed¹. In addition, eleven economy-related laws and regulations

were revised between 2001 and 2002. The characteristics of these revisions are as follows: (1) legislation is being implemented with regard to the domestic economy and other important policies, as well as in the field of foreign investment; (2) signs of attempts to conform to international standards can be seen; and (3) the revival of some minor regulations in the laws relating to foreign investment that disappeared from the collection of laws as a consequence of amendments in the late 1990s.

This article will deal with the Law of the DPRK on Environmental Protection, the Law of the DPRK on Civil Procedure, which falls into the aforementioned category (1), the Law of the DPRK on Rason Economic and Trade Zone and the Law of the DPRK on Equity Joint Venture as the basic law in the foreign direct investment system in the DPRK.

1. The Law of the DPRK on Environmental Protection

The Law of the DPRK on Environmental Protection was enacted on April 9, 1986 and was revised on March 4, 1999. The latest revision was implemented on July 24, 2000. The 2002 revision includes only the following minor changes: (1) the notation of the unit of weight was changed from “ton” in Korean characters to “t” in Article 27; and (2) a minor change was made in the representation of Article 49. These changes represent a transformation in the notion of laws and regulations in the DPRK. They seem to have begun to interpret laws more rigidly.

2. The Law of the DPRK on Civil Procedures

The Law of the DPRK on Civil Procedures was enacted in 1976 and underwent a major revision in 1994. The most recent revisions were made on October 24, 2002. This law has 13 chapters and 182 articles.

Major amendments have been made to Articles 25, 43, 45, 54, 72, 75, 77, 86, 87, 92, 100, 118 135 and 136. Minor

amendments—mainly typographical—were made in Articles 32, 57-59 and 131. Two major trends can be seen in these amendments: one is that the regulations are more specific and stricter, in order to facilitate justice based on laws and regulations. The other is that the provisions on divorce cases were made more rigid, not only to protect women’s rights but also to preserve order in marriage and family life. Since a law reflects social changes, we can guess there might have been some change in public morals in the DPRK.

3. The Law of the DPRK on Rason Economic and Trade Zone

The Law of the DPRK on Rason Economic and Trade Zone was enacted on January 31, 1993 and underwent a major revision on February 26, 1999. The most recent revisions were made on November 7, 2002.

The 2002 revision includes only minor changes, such as: (1) the deletion of the word “also” in the clause stating that entities in the DPRK may invest in the zone; and (2) a minor change in Article 37, representing a change in the foreign exchange rate due to measures to improve economic management and economic control measures. These changes represent a transformation in the notion of laws and regulations in the DPRK, and seem to indicate that laws are beginning to be interpreted more rigidly.

4. The Law of the DPRK on Equity Joint Venture

The Law of the DPRK on Equity Joint Venture was enacted on September 8, 1984, making it the oldest foreign investment-related law in the DPRK; it underwent considerable revisions on January 20, 1994 and again on February 26, 1999. Although law books state that it was also revised in 2001, a comparison of the two versions has revealed no changes.

¹ These are the Law on Agriculture, the Law on Fish Culture, the Law on People’s Economic Planning, the Law on Education, the Law on Civil Aviation, the Law on Lock Gate, the Law on Copyright, the Law on National Land Planning, the Law on Military Service, the Law on Organization, the Law on City Planning, the Law on River and the Law on Accounting.